

第2章－3：「婦人保護施設票」調査結果

1. 婦人保護施設の施設概要

- ・設置主体は、「都道府県」68.1%（32件）、「社会福祉法人」31.9%（15件）であった。また、運営主体をみると、「社会福祉法人」53.2%（25件）、「都道府県」46.8%（22件）であった。

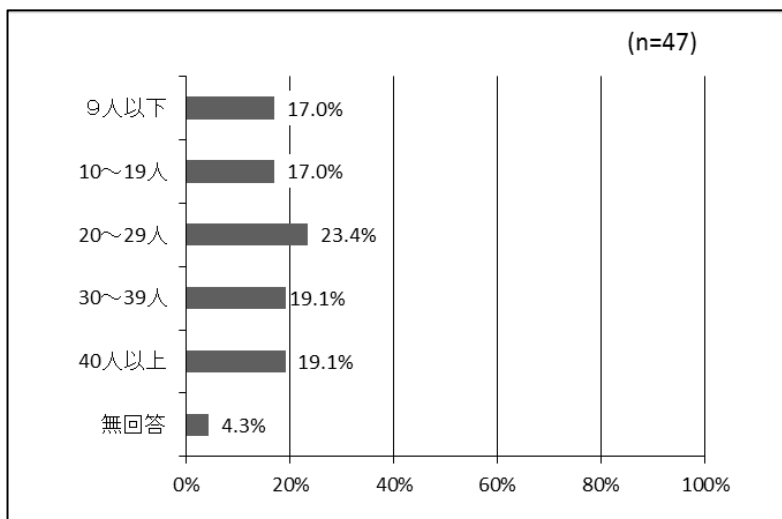
図表 2-3-1 設置主体(上段)・運営主体(下段)【単数回答】

	施設数	%
	47	100.0
都道府県	32	68.1
社会福祉法人	15	31.9
財団法人	-	-
その他	-	-

	47	100.0
都道府県	22	46.8
社会福祉法人	25	53.2
財団法人	-	-
その他	-	-
無回答	-	-

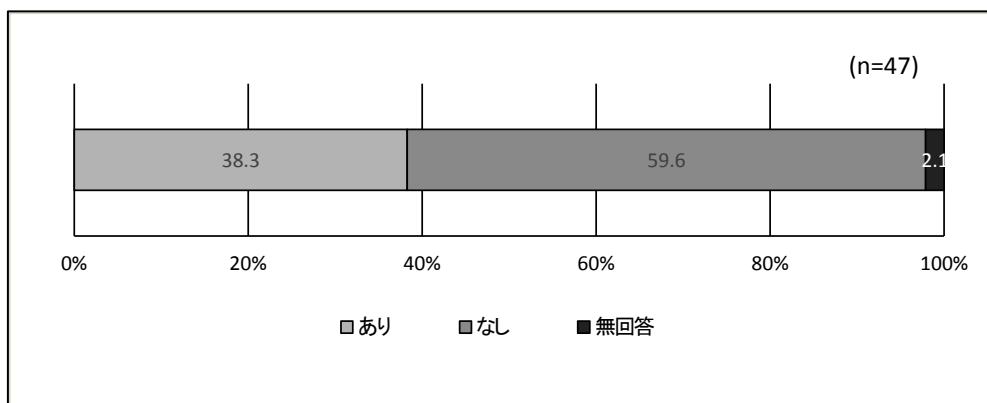
- ・措置入所定員（本人）をみると、「20～29人」23.4%（11件）と最も多く、「30～39人」、「40人以上」がそれぞれ19.1%（9件）、「9人以下」「10～19人」それぞれ17.0%（8件）であった。
- ・措置入所定員（同伴児者）は、3施設で回答があり、「10～14人」1件、「15人以上」が2件であった。

図表 2-3-2 措置入所定員(本人)【数値記入】



- ・一時保護委託の実施状況をみると、「あり」38.3%（18件）であった。
- ・一時保護委託を受けている18施設のうち、定員数（本人）の記述があったのは、「1～2人」、「3～4人」、「5～6人」がそれぞれ1件であった。同様に、同伴児者の定員については、「3～4人」、「5～6人」がそれぞれ1件であった。

図表 2-3-3 一時保護委託【単数回答】



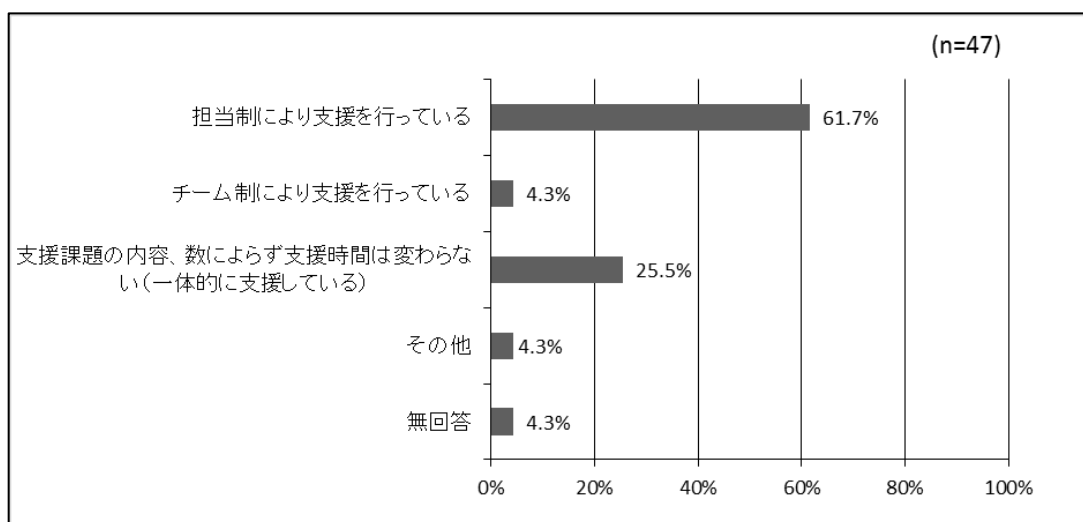
2. 利用者の支援ニーズや特性に応じた支援の実態・課題の把握

(1) 婦人保護施設の支援体制

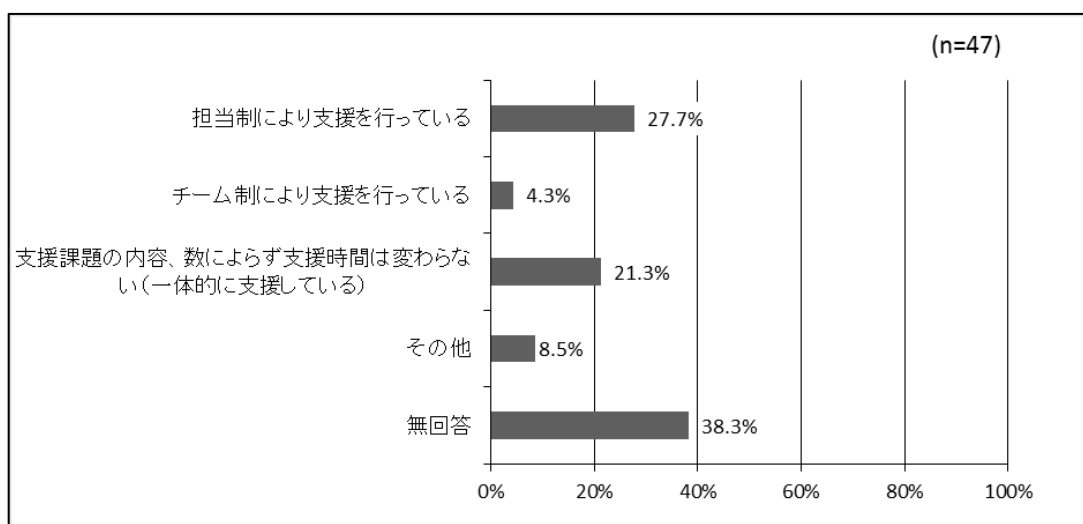
【措置入所・支援体制】

- ・措置入所者（本人）に対する支援体制をみると、61.7%（29件）が「担当制により支援を行っている」と回答していた。同伴児については、「担当制により支援を行っている」27.7%（13件）、「一体的に支援している」21.3%（10件）と施設間で分散していた。「その他」の具体的な内容は、支援員、看護婦、保育士（同伴児童対応指導員）でチームにより支援している。同伴児というよりは施設入所中に出産を迎えるケースが多い。担当制・チーム制をとらず、職員のだれかが支援しているであった。

図表 2-3-4 措置入所者(本人)に対する支援体制【単数回答】



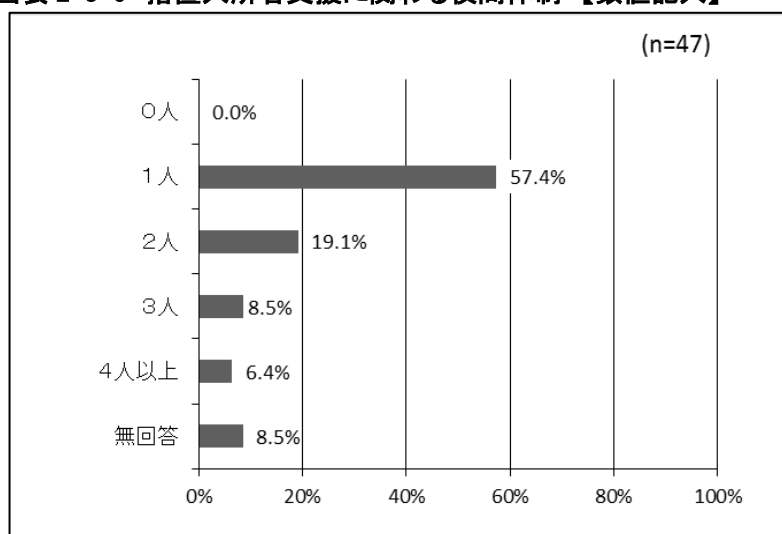
図表 2-3-5 措置入所者(同伴児)に対する支援体制【単数回答】



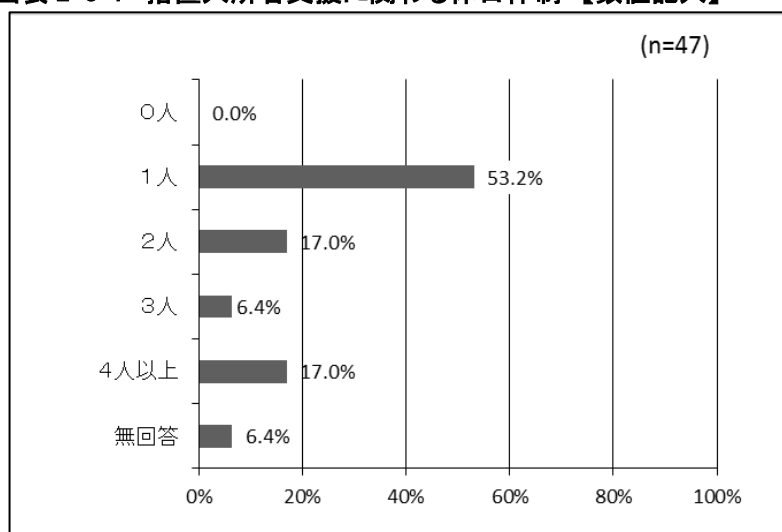
【措置入所・夜間体制】

- 措置入所者支援に関わる夜間体制をみると、実人数「1人」が57.4%（27件）、「2人」が19.1%（9件）を占めた。また、休日についても「1人」が53.2%（25件）、「2人」17.0%（8件）であった。夜間に配置される職種としては、「その他」83.0%（39件）、「指導員」51.1%（24件）の順であった。「その他」の具体的な内容としては、宿直員、シルバー人材センター、専任宿直員、保育士、生活指導補助員、警備員であった。
- 同様に休日では、「その他」、「指導員」それぞれ63.8%（30件）で最も多くなっていた。「その他」の具体的な内容としては、業務員、調理員、保育士、生活指導補助員、宿直員、施設長、副施設長、警備員、子ども虐待防止相談員であった。

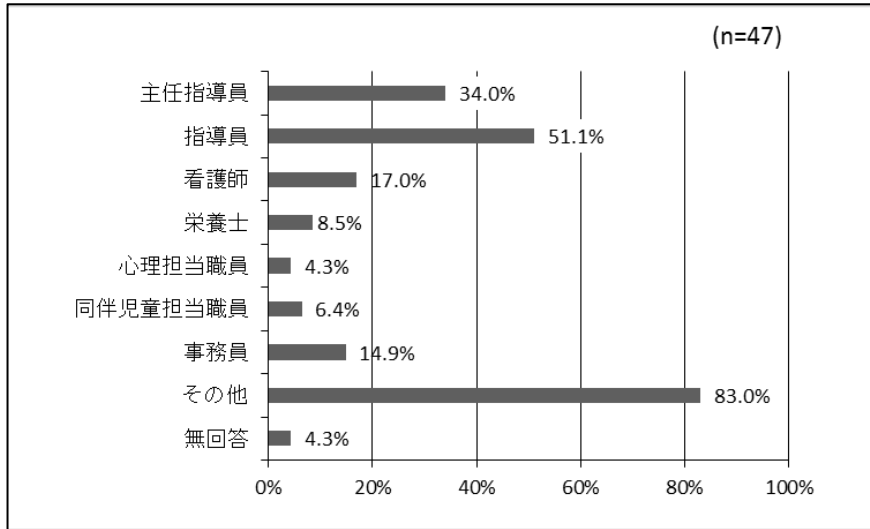
図表 2-3-6 措置入所者支援に関わる夜間体制【数値記入】



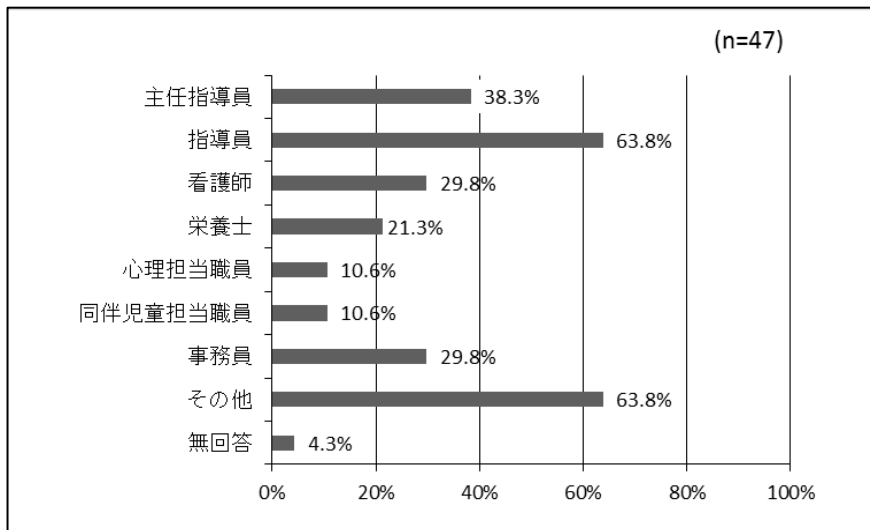
図表 2-3-7 措置入所者支援に関わる休日体制【数値記入】



図表 2-3-8 夜間に配置される職種【複数回答】



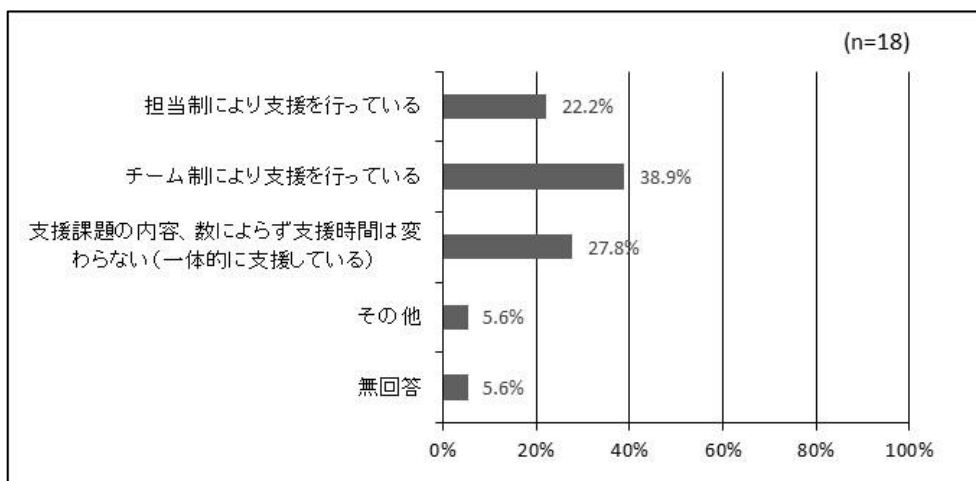
図表 2-3-9 休日に配置される職種【複数回答】



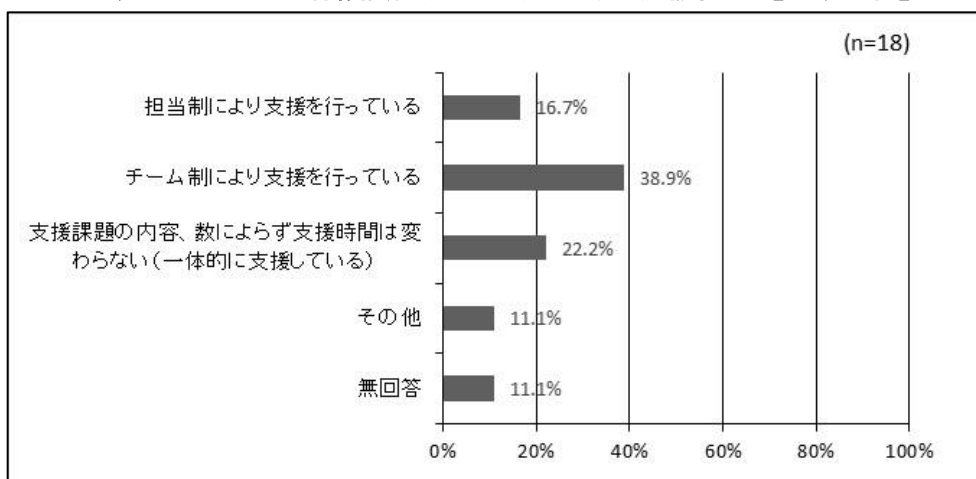
【一時保護委託・支援体制】

- ・一時保護委託（本人）に対する支援体制をみると、38.9%（7件）が「チーム制により支援を行っている」と回答していた。同伴児についても同様の傾向にあった。

図表 2-3-10 一時保護委託(本人)に対する支援体制【単数回答】



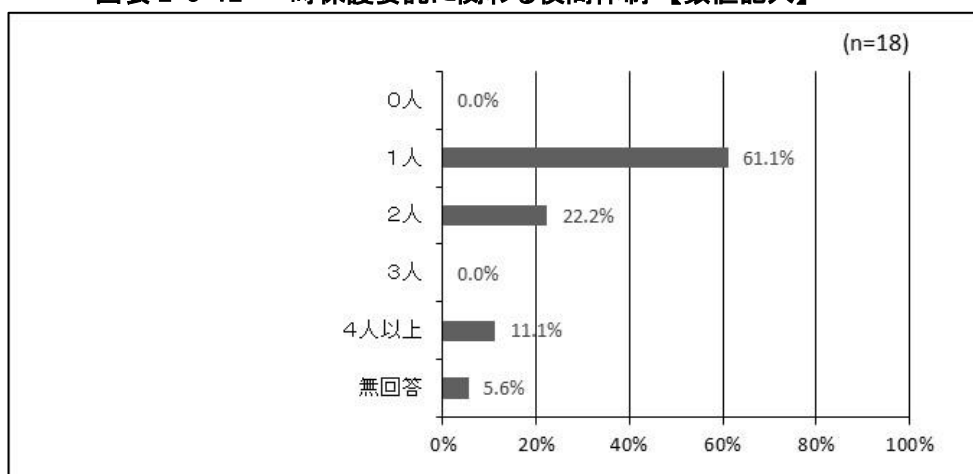
図表 2-3-11 一時保護委託(同伴児)に対する支援体制【単数回答】



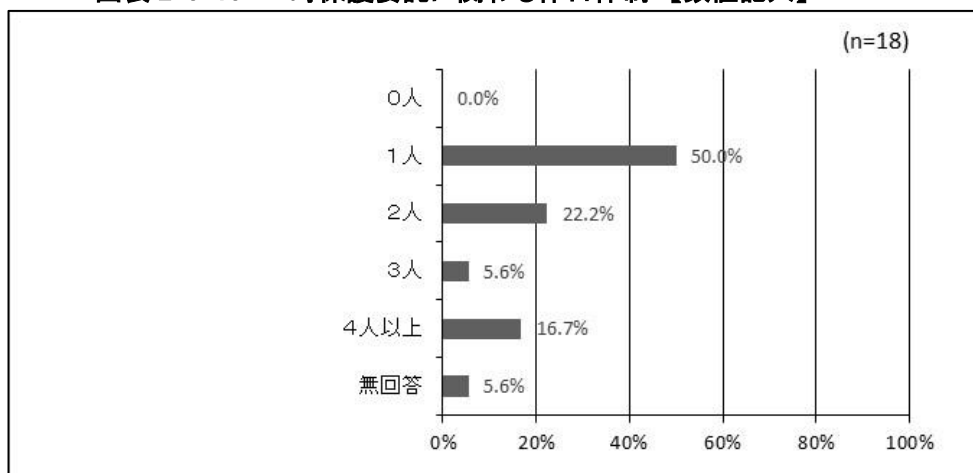
【一時保護委託・夜間体制】

- ・一時保護委託に関わる夜間体制をみると、実人数「1人」が61.1%（11件）、を占めた。また、休日についても「1人」が50.0%（9件）であった。
- ・夜間に配置される職種としては、「その他」83.3%（15件）、「指導員」66.7%（12件）の順であった。「その他」の具体的な内容としては、警備員、宿日直代行員、調理員等であった。
- ・同様に休日では、「指導員」77.8%（14件）、「主任指導員」、「その他」がそれぞれ66.7%（12件）で最も多くなっていた。「その他」の具体的な内容としては、調理員、警備員、宿直員等であった。

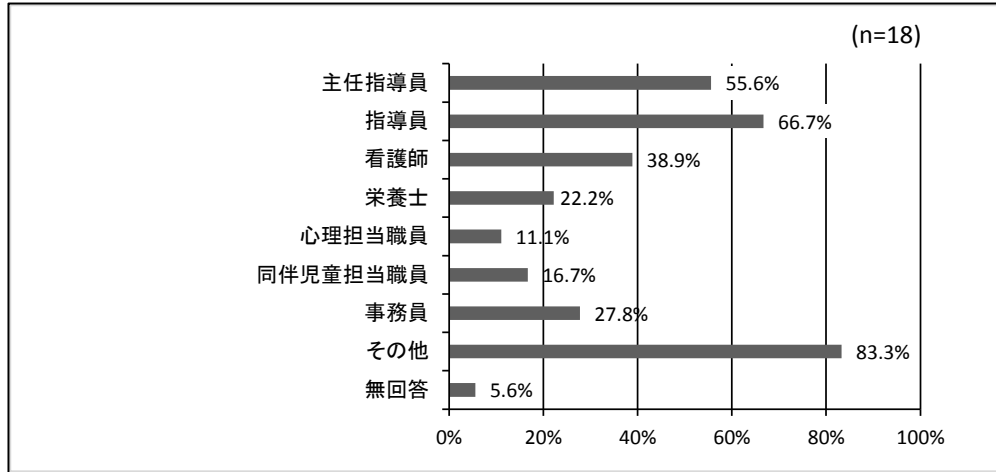
図表 2-3-12 一時保護委託に関わる夜間体制【数値記入】



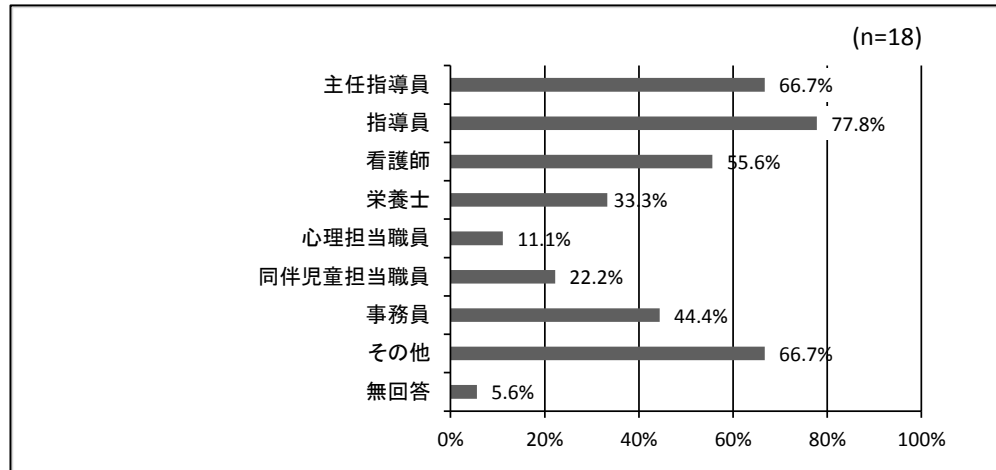
図表 2-3-13 一時保護委託に関わる休日体制【数値記入】



図表 2-3-14 一時保護委託:夜間に配置される職種【複数回答】



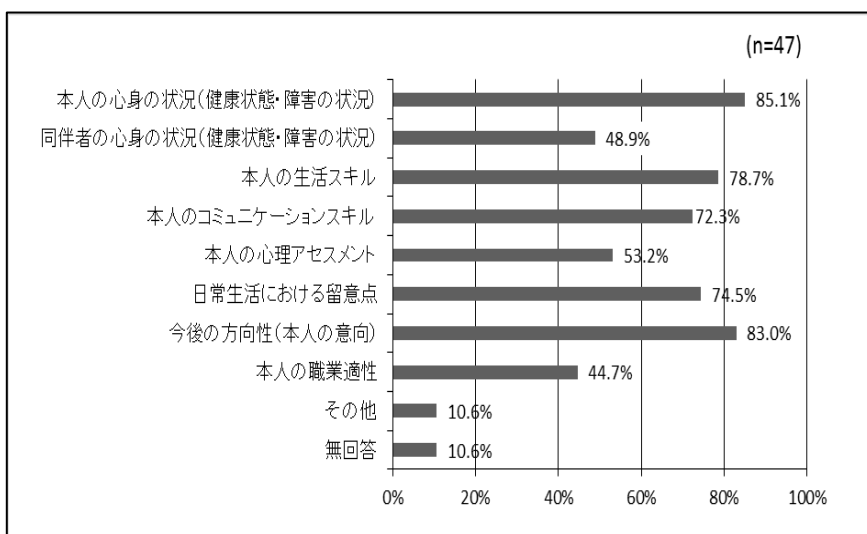
図表 2-3-15 一時保護委託:休日に配置される職種【複数回答】



(2) 施設内アセスメントの状況

- ・ 婦人保護施設として独自に措置入所者に実施しているアセスメントの内容をみると、「本人の心身の状況（健康状態・障害の状況）」85.1%（40件）、「今後の方向性（本人の意向）」83.0%（39件）、「本人の生活スキル」78.7%（37件）、「日常生活における留意点」74.5%（35件）、「本人のコミュニケーションスキル」72.3%（34件）の順に多くなっていた。一方、「本人の職業適性」44.7%（21件）、「同伴者の心身の状況（健康状態・障害の状況）」48.9%（23件）、「本人の心理アセスメント」53.2%（25件）の割合は少なかった。

図表 2-3-16 婦人保護施設独自に措置入所者に実施しているアセスメントの内容【複数回答】

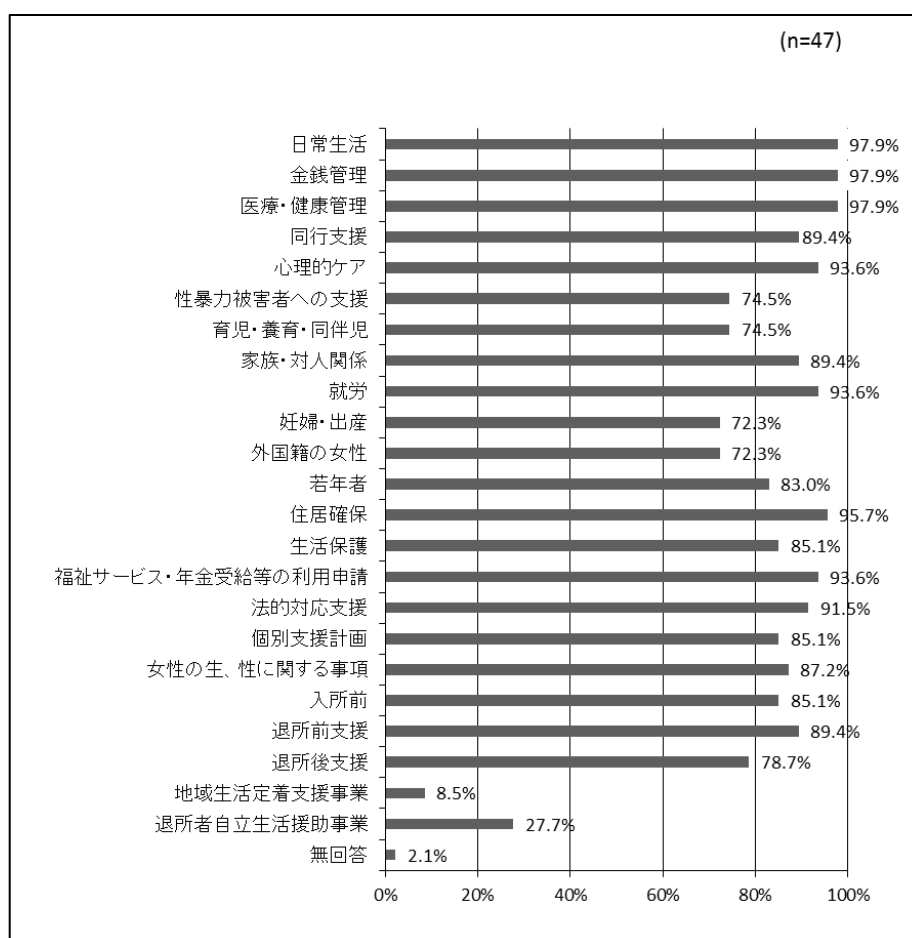


(3) 支援ニーズへの対応

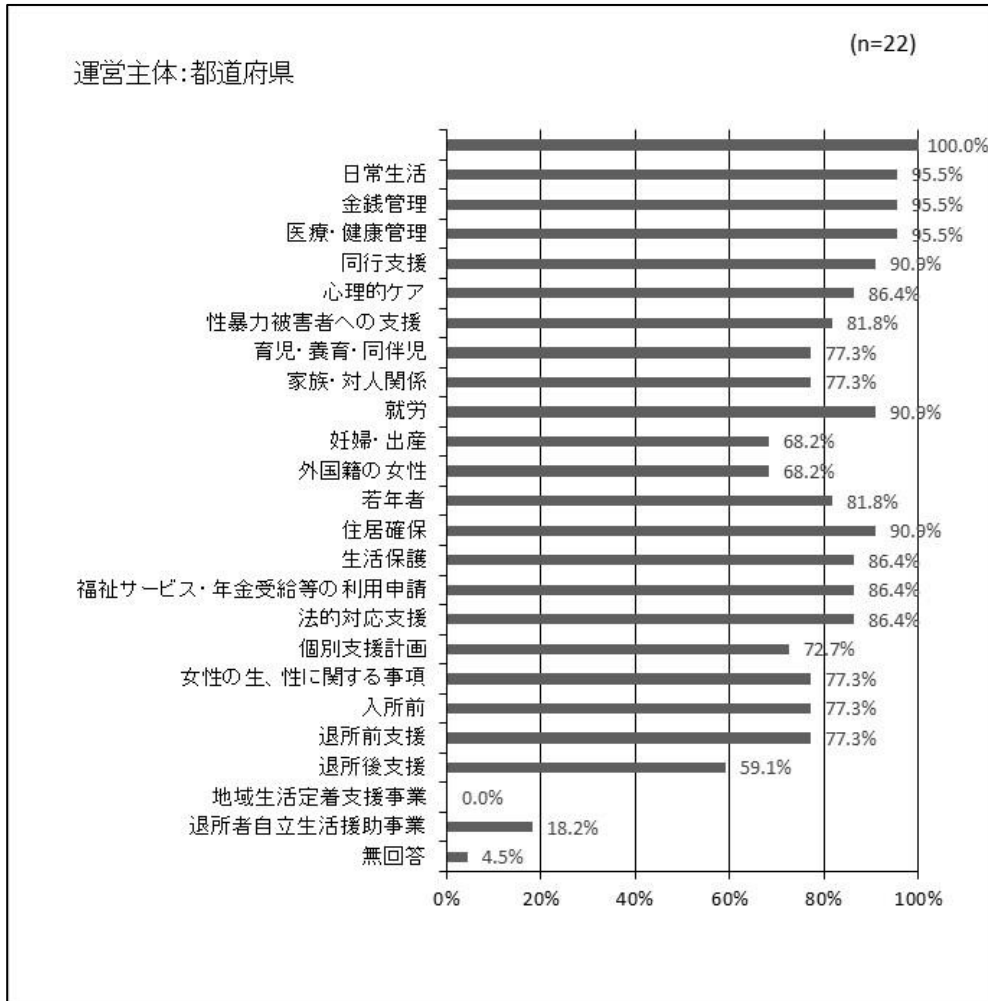
【措置入所】

- ・ 婦人保護施設の措置入所者に対する支援内容をみると、幅広い支援内容について提供されている実態が明らかになった。一方で、「妊婦・出産」、「外国籍の女性」それぞれ72.3%（34件）、「性暴力被害者への支援」、「育児・養育・同伴児（支援）」それぞれ74.5%（35件）は、7割代であった。アフターケアについては、「退所者自立生活援助事業」27.7%（13件）、「地域生活定着支援事業」8.5%（4件）に留まった。
- ・ 運営主体別に違いをみると、概ねいずれの支援内容についても、「社会福祉法人」の方が多く提供されていた。その差が10ポイント以上であった支援内容は、差が大きい順に、「退所後支援」、「退所前支援」、「個別支援計画」、「家族・対人関係」、「女性の生、性に関する事項」、「地域生活定着支援事業」、「心理的ケア」、「福祉サービス・年金受給等の利用申請」「入所前」であった。「性暴力被害者への支援」、「育児・養育・同伴児」は都道府県の方が提供している割合が高かった。

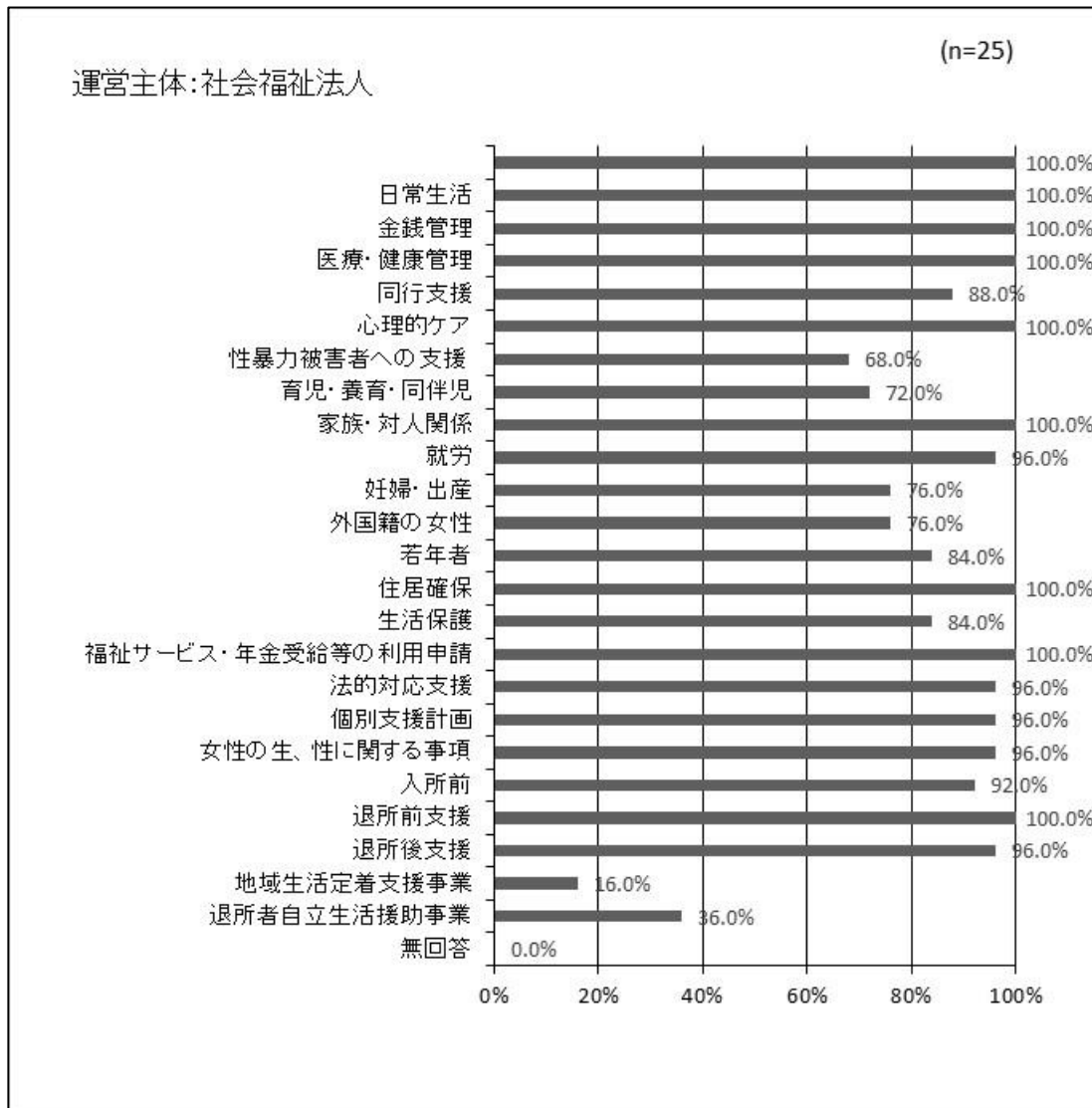
図表 2-3-17 婦人保護施設の措置入所者に対する支援内容【複数回答】



図表 2-3-18 婦人保護施設の措置入所者に対する支援内容×運営主体・都道府県【複数回答】



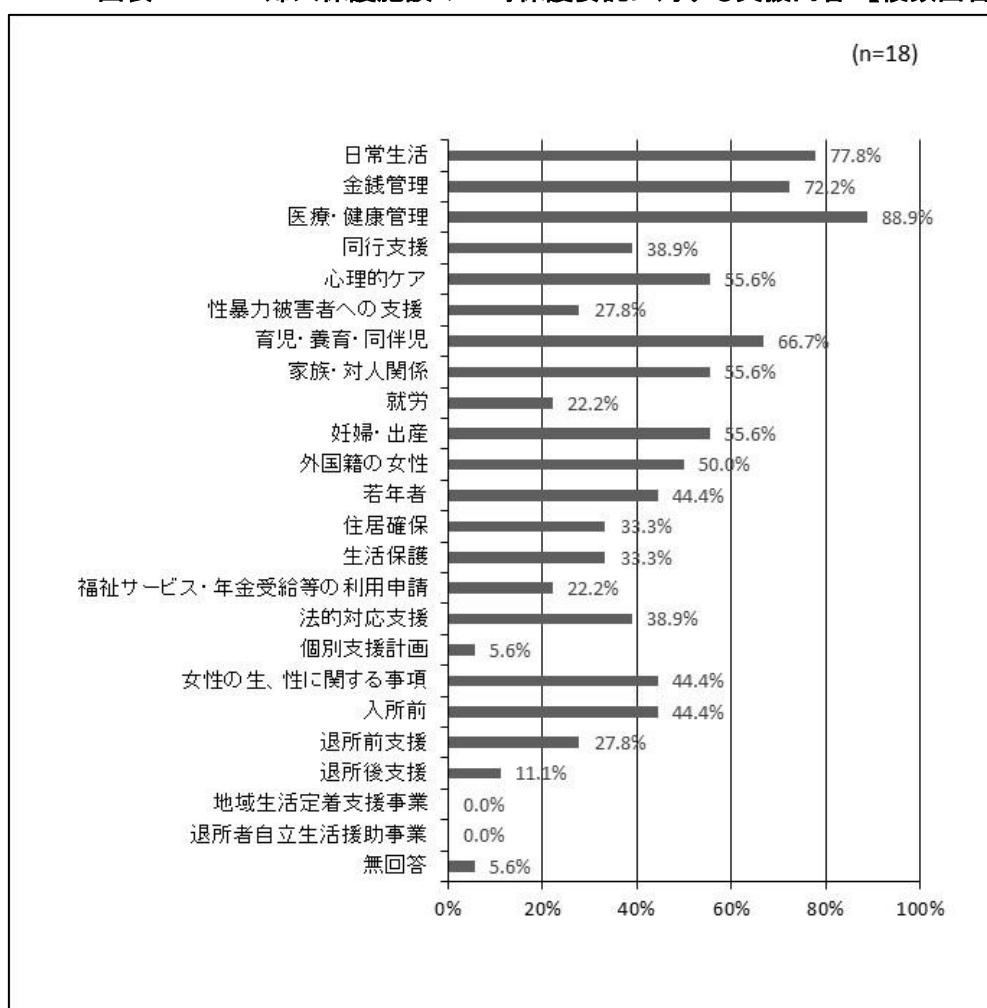
図表 2-3-19 婦人保護施設の措置入所者に対する支援内容×運営主体・社会福祉法人【複数回答】



【一時保護委託】

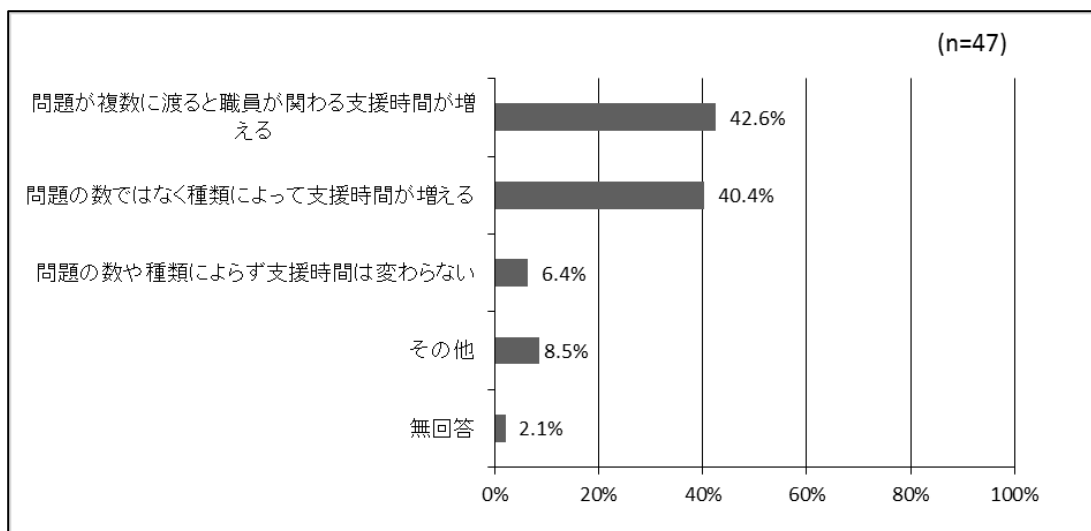
- ・ 婦人保護施設の一時的保護委託に対する支援内容をみると「医療・健康管理」88.9%（16件）、「日常生活」77.8%（14件）、「金銭管理」72.2%（13件）、「育児・養育・同伴児」66.7%（12件）が多くなっていた。
- ・ 一方、一時保護期間中には、支援ニーズが顕在化しにくい支援内容も想定されるものの、「同行支援」38.9%（7件）、「性暴力被害者への支援」27.8%（5件）、「就労」22.2%（4件）、「若年者」44.4%（8件）、「住居確保」、「生活保護」それぞれ33.3%（6件）、「福祉サービス・年金受給等の利用申請」22.2%（4件）、「法的対応支援」38.9%（7件）、「個別計画支援」5.6%（1件）、「女性の生・性に関する事項」、「入所前支援」それぞれ44.4%（8件）、「退所後支援」11.1%（2件）と5割を下回った。

図表 2-3-20 婦人保護施設の一時的保護委託に対する支援内容【複数回答】



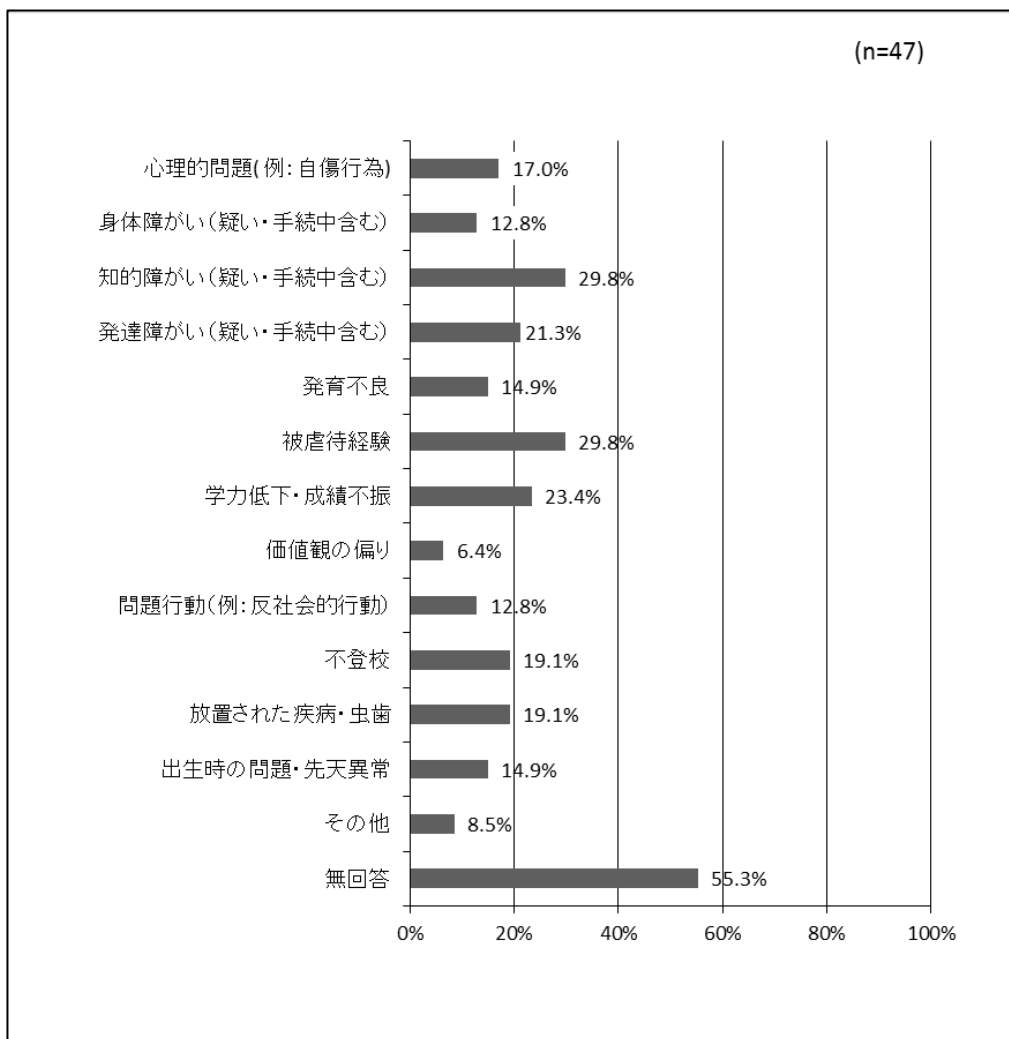
- ・措置入所者の支援課題等による婦人保護施設の職員の支援量について評価を求めたところ、「問題が複数に渡ると職員が関わる支援時間が増える」が42.6%（20件）、「問題の数ではなく種類によって支援時間が増える」40.4%（19件）であった。

図表 2-3-21 措置入所者の支援課題等による婦人保護施設の職員の支援量【単数回答】



- ・過去3年間に措置入所者の同伴児童として、支援を実施した実績がある属性をみると、「被虐待経験」、「知的障がい（疑い・手続き中含む）」がそれぞれ29.8%（14件）、「学力低下・成績不振」23.4%（11件）、「発達障がい（疑い・手続き中含む）」21.3%（10件）、「不登校」、「放置された疾病・虫歯」それぞれ19.1%（9件）の順に多くなっていた。

図表 2-3-22 過去3年間に措置入所者の同伴児童として、支援を実施した実績【複数回答】



- ・対象者の属性別に婦人保護施設の措置入所受け入れ実績があった割合をみると、下記の通りであった。

図表 2-3-23 措置入所者の属性別支援状況【複数回答】

○若年女性(18歳未満) (単位:左:施設、右:%)

調査数	28	100.0
保護者との連絡調整	14	50.0
児童相談所との協議・情報交換	25	89.3
性虐待への対応	17	60.7
性虐待以外のDVへの対応	16	57.1
その他の暴力への対応	17	60.7
心理教育	13	46.4
学習支援	14	50.0
法的対応(離婚・保護命令に関するもの)	15	53.6
法的対応(債務に関するもの)	16	57.1
法的対応(その他)	14	50.0
医療機関の受診	24	85.7
障害者手帳や療育手帳取得の支援	20	71.4
福祉事務所へのつなぎ(生活保護)	18	64.3
ハローワーク同行等就労支援	19	67.9
心理判定	13	46.4
同伴児への対応	17	60.7
本人の養育能力に関する支援	16	57.1
その他	4	14.3

○若年女性(18歳以上20歳未満) (単位:左:施設、右:%)

調査数	38	100.0
保護者との連絡調整	19	50.0
児童相談所との協議・情報交換	19	50.0
性虐待への対応	24	63.2
性虐待以外のDVへの対応	26	68.4
その他の暴力への対応	24	63.2
心理教育	19	50.0
学習支援	17	44.7
法的対応(離婚・保護命令に関するもの)	22	57.9
法的対応(債務に関するもの)	22	57.9
法的対応(その他)	21	55.3
医療機関の受診	36	94.7
障害者手帳や療育手帳取得の支援	29	76.3
福祉事務所へのつなぎ(生活保護)	31	81.6
ハローワーク同行等就労支援	32	84.2
心理判定	16	42.1
同伴児への対応	19	50.0
本人の養育能力に関する支援	23	60.5
その他	6	15.8

○若年女性(20歳以上30歳未満) (単位:左:施設、右:%)

調査数	44	100.0
保護者との連絡調整	16	36.4
児童相談所との協議・情報交換	19	43.2
性虐待への対応	25	56.8
性虐待以外のDVへの対応	30	68.2
その他の暴力への対応	31	70.5
心理教育	20	45.5
学習支援	13	29.5
法的対応(離婚・保護命令に関するもの)	37	84.1
法的対応(債務に関するもの)	34	77.3
法的対応(その他)	25	56.8
医療機関の受診	42	95.5
障害者手帳や療育手帳取得の支援	34	77.3
福祉事務所へのつなぎ(生活保護)	37	84.1
ハローワーク同行等就労支援	40	90.9
心理判定	18	40.9
同伴児への対応	24	54.5
本人の養育能力に関する支援	28	63.6
その他	8	18.2

○同伴児 (単位:左:施設、右:%)

調査数	27	100.0
児童相談所との連携・面接・相談	22	81.5
保育・保育代行	20	74.1
新生児養育支援	17	63.0
愛着形成支援	10	37.0
親関係の再構築	8	29.6
被虐待児ケア	10	37.0
面会同行	8	29.6
児童デイサービスにつなぐ	5	18.5
保育所入所・転校支援	17	63.0
学習・遊びの支援	22	81.5

○妊産婦 (単位:左:施設、右:%)

調査数	32	100.0
出産前後の心理的ケア	26	81.3
妊婦健診	29	90.6
出産の付き添い	17	53.1
医療機関との連携	29	90.6
妊娠出産に関する学習	19	59.4
母体の疾病等リスク管理・特別なケア	16	50.0
その他	4	12.5

○障害者 (単位:左:施設、右:%)

調査数	41	100.0
日常生活支援	39	95.1
生活スキルの支援	31	75.6
就業に向けた支援	32	78.0
機能訓練	5	12.2
他の福祉施設との連携	33	80.5
医療機関との連携	34	82.9
その他	5	12.2

○高齢者 (単位:左:施設、右:%)

調査数	29	100.0
日常生活支援	24	82.8
社会的コミュニケーションの機会の創出	9	31.0
就業に向けた支援	14	48.3
機能訓練	1	3.4
他の福祉施設との連携	19	65.5
医療機関との連携	23	79.3
その他	4	13.8

○性的少数者 (単位:左:施設、右:%)

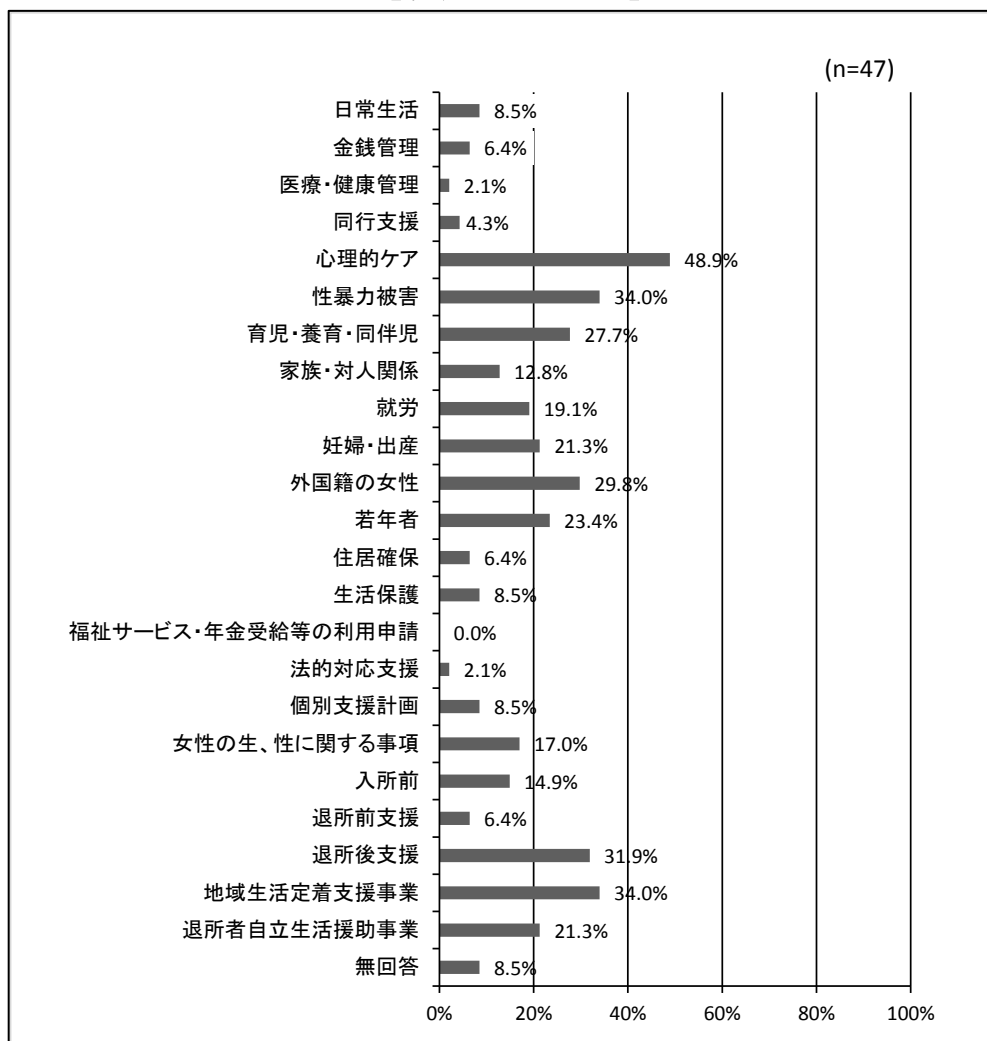
調査数	8	100.0
日常生活支援	6	75.0
心理的ケア	5	62.5
就業に向けた支援	5	62.5
家族・対人関係の調整・支援	5	62.5
他の福祉施設との連携	2	25.0
医療機関との連携	4	50.0
その他	2	25.0

○外国籍女性 (単位:左:施設、右:%)

調査数	28	100.0
日常生活支援	22	78.6
日本語学習支援	10	35.7
就業に向けた支援	17	60.7
法的手続の支援	22	78.6
通訳確保	19	67.9
他の福祉施設との連携	11	39.3
その他	2	7.1

- ・措置入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容をみると、「心理的ケア」が48.9%（23件）で最も多く、「性暴力被害」、「地域生活定着支援事業」がそれぞれ34.0%（16件）、「退所後支援」31.9%（15件）、「外国籍の女性」29.8%（14件）、「育児・養育・同伴児（支援）」27.7%（13件）の順となっていた。
- ・前問で選択された支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容別に、その理由をたずねたところ、「専門性の不足」、「人員の不足」を挙げた支援内容が多い傾向にあった。

図表 2-3-24 措置入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容
【複数回答:5つまで】



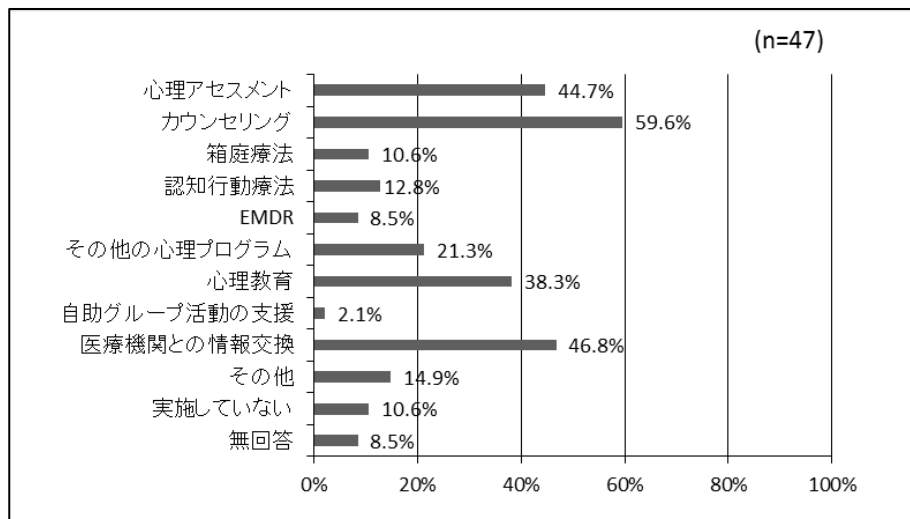
図表 2-3-25 措置入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容とその理由
【複数回答】

		充分対応できていないと回答した件数	必要な設備の不足	専門性の不足	人員の不足	入所期間が短い ため対応しきれない	その他	無回答
日常生活	実数	4	-	-	4	-	-	-
	%	100.0	-	-	100.0	-	-	-
金銭管理	実数	3	-	1	1	1	2	-
	%	100.0	-	33.3	33.3	33.3	66.7	-
医療・健康管理	実数	1	-	-	-	-	1	-
	%	100.0	-	-	-	-	100.0	-
同行支援	実数	2	-	1	2	-	-	-
	%	100.0	-	50.0	100.0	-	-	-
心理的ケア	実数	23	1	13	15	4	1	-
	%	100.0	4.3	56.5	65.2	17.4	4.3	-
性暴力被害	実数	16	1	15	9	2	1	-
	%	100.0	6.3	93.8	56.3	12.5	6.3	-
育児・養育・同伴児	実数	13	6	7	12	1	2	-
	%	100.0	46.2	53.8	92.3	7.7	15.4	-
家族・対人関係	実数	6	1	1	2	2	2	-
	%	100.0	16.7	16.7	33.3	33.3	33.3	-
就労	実数	9	-	3	4	2	4	-
	%	100.0	-	33.3	44.4	22.2	44.4	-
妊婦・出産	実数	9	4	4	7	-	2	-
	%	100.0	44.4	44.4	77.8	-	22.2	-
外国籍の女性	実数	14	3	12	5	1	3	-
	%	100.0	21.4	85.7	35.7	7.1	21.4	-
若年者	実数	11	3	8	10	2	2	-
	%	100.0	27.3	72.7	90.9	18.2	18.2	-
住居確保	実数	3	-	-	-	1	3	-
	%	100.0	-	-	-	33.3	100.0	-
生活保護	実数	4	-	-	1	-	3	-
	%	100.0	-	-	25.0	-	75.0	-
福祉サービス・年金受給等の利用申請	実数	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-
法的対応支援	実数	1	-	1	-	1	-	-
	%	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
個別支援計画	実数	4	-	3	-	1	-	-
	%	100.0	-	75.0	-	25.0	-	-
女性の生、性に関する事項	実数	8	-	7	5	2	1	-
	%	100.0	-	87.5	62.5	25.0	12.5	-
入所前	実数	7	-	-	-	-	7	-
	%	100.0	-	-	-	-	100.0	-
退所前支援	実数	3	1	1	-	-	1	-
	%	100.0	33.3	33.3	-	-	33.3	-
退所後支援	実数	15	2	2	13	-	6	-
	%	100.0	13.3	13.3	86.7	-	40.0	-
地域生活定着支援事業	実数	15	3	2	8	1	7	-
	%	100.0	20.0	13.3	53.3	6.7	46.7	-
退所者自立生活援助事業	実数	10	1	1	6	1	6	-
	%	100.0	10.0	10.0	60.0	10.0	60.0	-

(4) 心理的ケアの実施状況

- ・措置入所者に対する心理的ケアの実施状況について施設内で実施していることをみると、「カウンセリング」が 59.6% (28 件)、「医療機関との情報交換」46.8% (22 件)、「心理アセスメント」44.7% (21 件)、「心理教育」38.3% (18 件) の順に多くなっていた。

図表 2-3-26 措置入所者に対する心理的ケアの実施状況【複数回答】



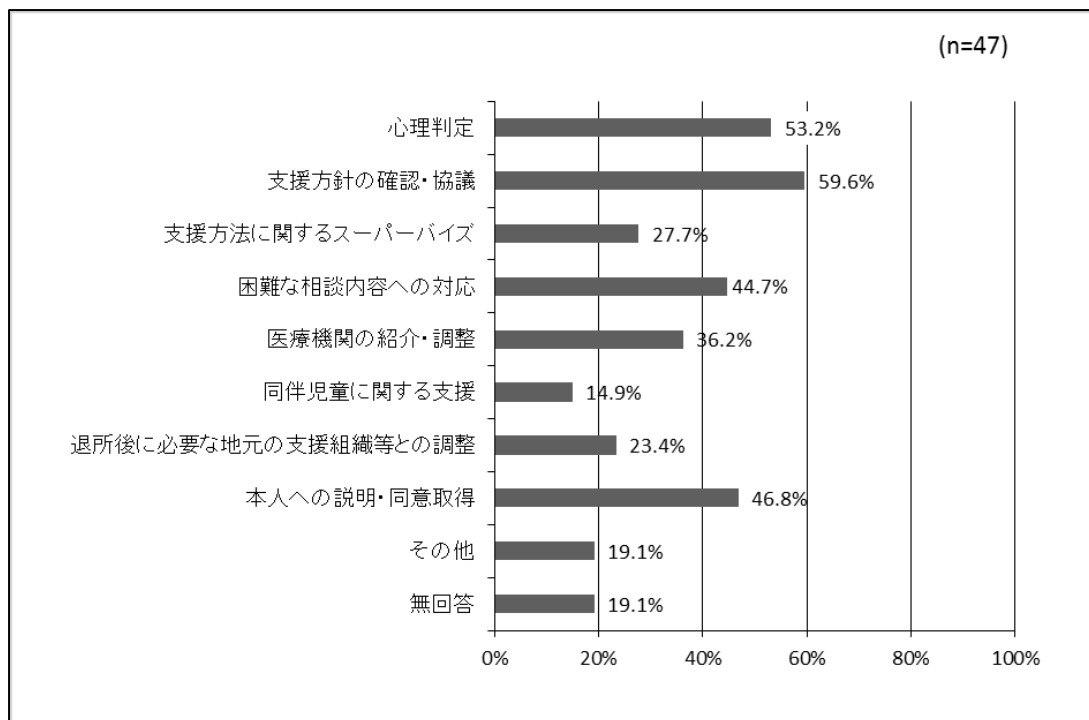
図表 2-3-27 心理的ケアを行う上での課題・意見等(自由回答)

- 心理職員の配置がない、もしくは、人員数が不足しており十分な支援ができない。
- 施設内で心理職がスーパーバイズを受けることができない。
- 入所者が希望しない。

(5) 情報共有の状況

- ・措置入所者の支援にあたり婦人相談所に依頼する事項についてみると、「支援方針の確認・協議」59.6%（28件）、「心理判定」53.2%（25件）、「本人への説明・同意取得」46.8%（22件）の順に多くなっていた。一方で、「同伴児童に関する支援」14.9%（7件）、「退所後に必要な地元の支援組織等との調整」23.4%（11件）、「支援方法に関するスーパーバイズ」27.7%（13件）の順に少なくなっていた。

図表 2-3-28 措置入所者の支援にあたり婦人相談所に依頼する事項【複数回答】

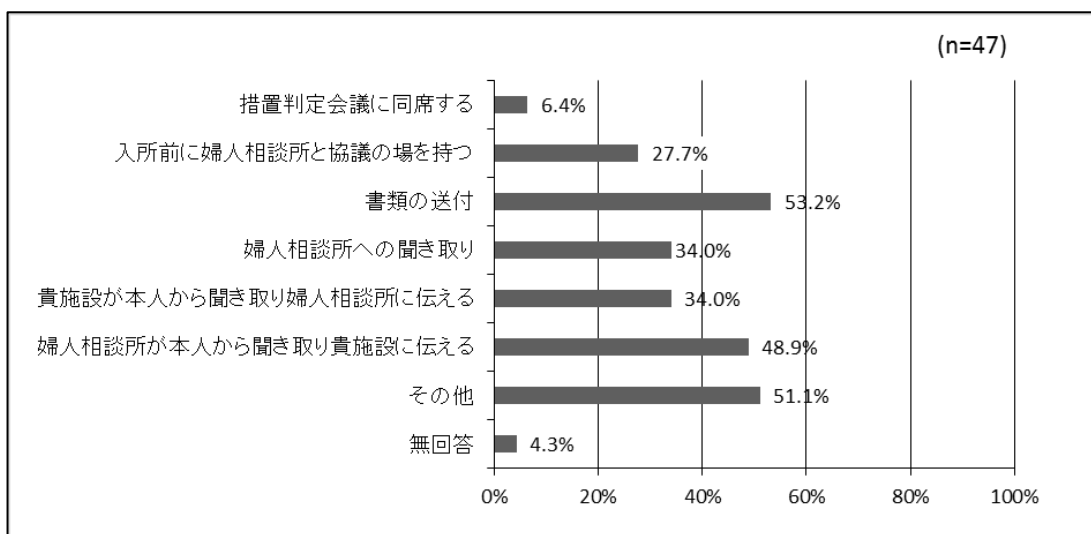


- ・ 婦人相談所との間で、措置入所者に関する情報共有の方法をみると、「書類の送付」53.2% (25 件)、「その他」51.1% (24 件)、「婦人相談所が本人から聞き取り施設に伝える (情報)」48.9% (23 件) の順に多くなっていた。

一方、「措置判定会議に同席する」6.4% (3 件)、「入所前に婦人相談所との協議の場を持つ」27.7% (13 件) は低い割合であった。

- ・ 「その他」の内容をみると、婦人保護施設職員と婦人相談所職員が兼務のため、処遇会議で検討している。本人との入所前面接。年 1 回連絡会議、月 1 回支援会議録の送付が挙げられた。

図表 2-3-29 婦人相談所との措置入所者に関する情報共有の方法【複数回答】



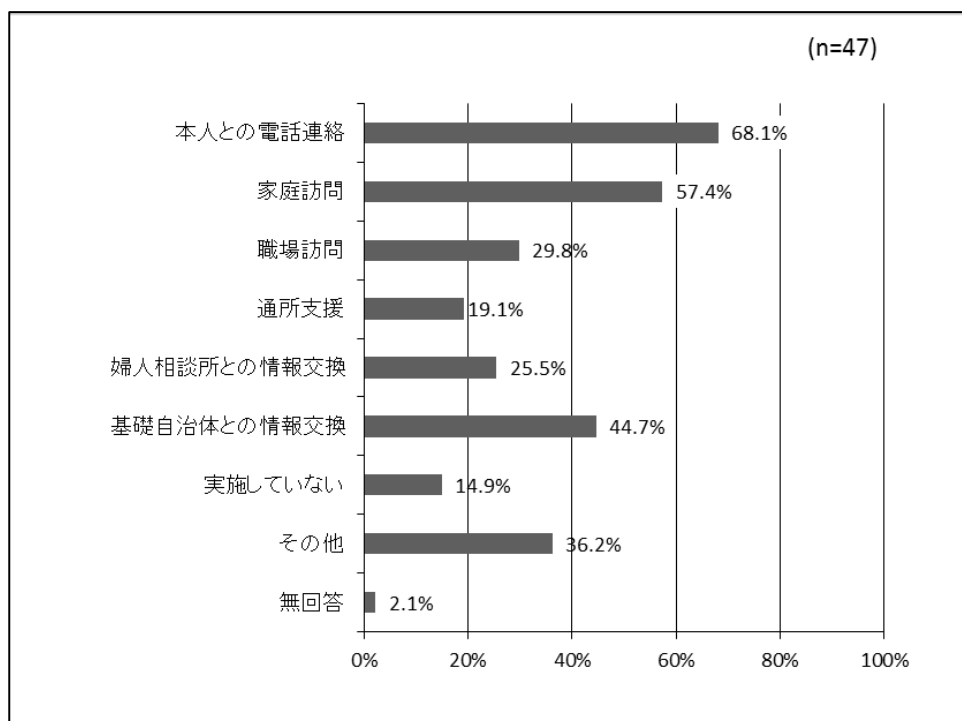
図表 2-3-30 婦人相談所との情報共有における要望・課題等(自由回答)

- 一時保護中の生活状況、アセスメント結果等に関する詳細な情報。
- 疾患、感染症の罹患状況、障害の状況等に関する情報。

(6) アフターケアの状況

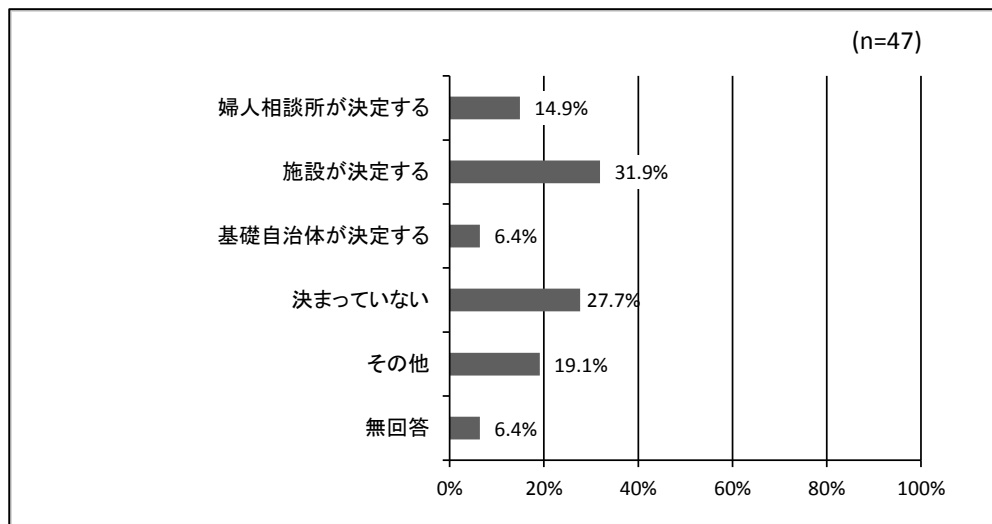
- ・措置入所者が退所した後、地域での生活に移行した場合に実施するアフターケアについてみると、「本人との電話連絡」68.1% (32件)、「家庭訪問」57.4% (27件)、の順に多くなっていた。なお、「婦人相談所との情報交換」は25.5% (12件)、「基礎自治体との情報交換」は44.7% (21件)であった。
- ・「その他」の具体的内容をみると、他の福祉施設との連携、希望者に対し、県の独自事業「退所後の地域生活自立支援事業」を実施している。基礎自治体宛にアフターケアを依頼している。メール・手紙・行事招待。地域の民間支援機関との情報交換。作業、食事、食糧支援、行事参加、研修旅行、住所をおく。入所者来所が挙げられた。

図表 2-3-31 措置入所者が退所した後、地域での生活に移行した場合に実施するアフターケア【複数回答】



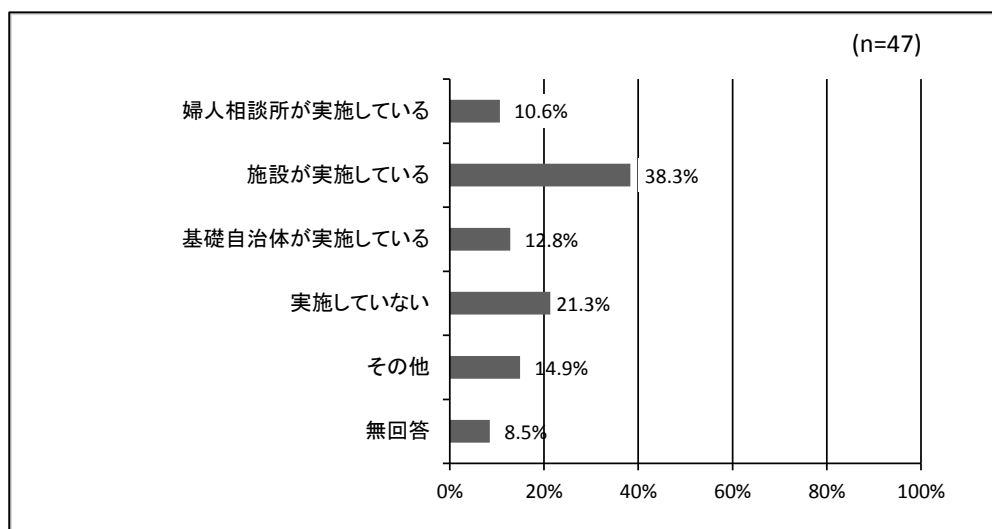
- ・措置入所者が退所した後、支援、モニタリングを続けるか否かの決定についてみると、「施設が決定する」31.9%（15件）、「決まっていない」27.7%（13件）、「婦人相談所が決定する」14.9%（7件）の順であった。

図表 2-3-32 措置入所者が退所した後、支援、モニタリングを続けるか否かの決定【単数回答】



- ・措置入所者が退所した後、支援、モニタリングを実施する組織についてみると、「施設が実施している」は38.3%（18件）、「基礎自治体を実施している」が12.8%（6件）、「婦人相談所が実施している」は10.6%（5件）の順であった。

図表 2-3-33 措置入所者が退所した後、支援、モニタリングを実施する組織【単数回答】



(7) ヒヤリ・ハット等に関わる事例

- ・過去3年間に発生したヒヤリ・ハット等に関わる事例としては以下が挙げられた。

図表 2-3-34 ヒヤリ・ハットに関わる事例(自由回答)

【ヒヤリ・ハット事例】

- 自傷、薬物大量摂取、自死念慮を訴え、行動を起こそうとした。
- 同伴児の基礎疾患についての情報入手に時間を要した。
- ODV 加害者に遭遇しそうになった。

3. 支援対象となる女性の範囲

■平成 28 年度 1 年間に措置入所した女性本人の属性、支援課題

- ・入所者本人の年齢構成をみると、20 歳以上、60 歳未満が全体の 86.8%を占めた。一方、18 歳未満は、570 名中 10 名、20 歳未満までを含めると、31 名であった。65 歳以上は 13 名であった。
- ・主訴についてみると、「夫等からの暴力」が 48.6% (277 件)、「帰住先なし」21.6% (123 件) の順に多くなっていた。

■平成 28 年度 1 年間に措置入所した同伴児者の属性、支援課題

- ・同伴児者の年齢構成をみると、1 歳未満 26.0%、1 歳以上 7 歳未満 44.3%であった。一方、18 歳以上は、327 名中 3 名であった。

図表 2-3-35 措置入所者の属性、支援課題_本人の属性および主訴・課題(平成 28 年度1年間)

(集計対象者数 570 人,単位:%)

	調査数	人間関係												経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引									
		天 等			子 ども			親 族			交 際 相 手			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病 気	精神的問題	妊 娠 ・ 出 産	その他																
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力																同性間の交際相手からの暴力	その他	力その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他		
15歳未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15歳以上 18歳未満	9	22.2	-	-	-	-	-	-	11.1	-	11.1	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.1	-	-	33.3	11.1	-	-	-	-	-	-	
18歳以上 20歳未満	21	-	-	-	-	-	-	23.8	-	-	9.5	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	9.5	42.9	-	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上 30歳未満	164	35.4	-	-	-	-	-	12.8	0.6	-	7.3	-	0.6	1.8	-	0.6	-	-	-	0.6	0.6	-	-	0.6	4.9	-	12.2	20.7	-	-	-	-	-	1.2	-		
30歳以上 40歳未満	147	55.1	-	-	-	-	-	2.7	2.0	-	7.5	-	-	1.4	-	-	0.7	0.7	1.4	-	0.7	-	-	0.7	2.0	-	6.8	18.4	-	-	-	-	0.7	-	-		
40歳以上 50歳未満	107	60.7	-	-	-	0.9	-	1.9	3.7	-	1.9	-	-	3.7	-	-	0.9	-	0.9	1.9	-	-	0.9	-	-	6.5	19.6	-	0.9	-	-	-	-	-	-		
50歳以上 60歳未満	77	55.8	-	-	-	1.3	-	1.3	5.2	-	2.6	-	-	1.3	2.6	2.6	2.6	-	5.2	2.6	-	-	1.3	-	1.3	1.3	27.3	-	-	-	-	-	1.3	-	-		
60歳以上 65歳未満	30	56.7	-	-	-	6.7	-	-	3.3	-	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.3	16.7	-	-	-	-	-	-	6.7	-		
65歳以上 75歳未満	12	83.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
75歳以上	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不明	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	570	48.6	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	5.8	2.5	0.0	5.4	0.0	0.2	2.1	0.4	0.5	0.9	0.4	1.4	0.9	0.2	0.0	0.0	0.7	2.3	0.2	7.2	21.6	0.2	0.2	0.0	1.1	0.0	0.0		

注:「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。

	調査数	人間関係																	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引		
		夫等				子ども			親族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産								その他	
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力																					その他
単身女性(同伴者なし)	357	38.1	-	-	-	0.8	-	-	8.7	3.4	-	6.2	-	-	3.1	0.3	0.8	0.8	0.6	1.4	1.1	0.3	-	-	0.8	1.1	0.3	4.8	28.0	0.3	0.3	-	1.7	-	
児童を同伴(1人)	117	50.4	-	-	-	0.9	-	-	0.9	0.9	-	5.1	-	0.9	-	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	6.8	-	19.7	13.7	-	-	-	-		
“(2人)	61	90.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	3.3	-	-	-	-		
“(3人)	16	87.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
“(4人以上)	8	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
児童以外の家族を同伴	5	60.0	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-		
家族以外の者を同伴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
妊産婦	97	26.8	-	-	-	-	-	-	1.0	1.0	-	6.2	-	1.0	-	-	-	-	1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	12.4	-	25.8	24.7	-	-	-	-	
知的障がい(疑い含む)	102	29.4	-	-	-	1.0	-	-	7.8	3.9	-	9.8	-	-	4.9	1.0	1.0	2.0	1.0	2.9	2.9	-	-	-	3.9	2.0	-	4.9	32.4	1.0	1.0	-	2.0	-	
身体障がい(疑い含む)	11	36.4	-	-	-	-	-	-	-	18.2	-	-	-	-	-	-	-	18.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.3	-	-	-	-	-	
精神疾患・障がい(疑い含む)	138	44.2	-	-	-	-	-	-	6.5	2.2	-	5.8	-	-	1.4	0.7	0.7	-	0.7	0.7	-	0.7	-	-	0.7	1.4	-	8.7	25.4	-	-	-	-	-	
発達障がい(疑い含む)	41	31.7	-	-	-	-	-	-	4.9	2.4	-	7.3	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.9	-	4.9	39.0	-	-	-	-	2.4	-	
性的少数者	5	20.0	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	40.0	-	-	-	-	-	-	-	
外国籍	28	64.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	3.6	17.9	-	-	-	-	-	
被虐待経験	113	22.1	-	-	-	-	-	-	11.5	0.9	-	10.6	-	-	3.5	0.9	1.8	0.9	0.9	2.7	1.8	-	-	-	1.8	4.4	-	11.5	36.3	-	-	-	1.8	-	
(うち性的虐待)	49	24.5	-	-	-	-	-	-	10.2	2.0	-	20.4	-	-	4.1	2.0	4.1	2.0	-	6.1	4.1	2.0	-	-	4.1	4.1	-	8.2	34.7	-	-	-	-	-	
暴力被害(身体的)	328	68.3	-	-	-	0.9	-	-	4.3	2.7	-	6.7	-	0.3	1.8	0.3	0.6	1.2	-	1.5	0.9	-	-	-	0.6	0.6	-	3.7	9.8	-	0.3	-	0.3	-	
“(精神的)	295	66.8	-	-	-	1.0	-	-	6.4	2.4	-	6.8	-	0.3	2.0	0.3	0.7	1.4	-	1.4	1.0	-	-	-	0.7	1.0	-	2.7	9.8	-	-	-	0.3	-	
“(経済的)	183	72.1	-	-	-	1.1	-	-	3.8	3.8	-	6.0	-	0.5	2.7	0.5	0.5	1.6	-	1.6	1.6	-	-	-	1.6	0.5	-	1.1	8.2	-	-	-	-	-	
“(性的) ※疑い含む	140	54.3	-	-	-	-	-	-	5.7	0.7	-	11.4	-	-	5.0	0.7	1.4	0.7	-	2.1	2.1	-	-	-	1.4	0.7	-	6.4	18.6	-	-	-	-	-	
性産業従事経験	71	12.7	-	-	-	-	-	-	1.4	-	-	7.0	-	1.4	5.6	-	-	-	-	1.4	-	-	-	-	-	8.5	-	15.5	38.0	-	1.4	-	5.6	-	
AV出演強要被害	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
JKビジネス従事経験	3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	
ギャンブル・アルコール・薬物依存	16	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.3	-	6.3	-	-	-	6.3	-	-	-	-	-	6.3	-	6.3	18.8	-	-	-	-	-	
社会的養護経験(里親・児童福祉施設等)	36	16.7	-	-	-	-	-	-	5.6	-	-	8.3	-	-	2.8	-	-	-	2.8	-	-	2.8	-	-	-	8.3	-	11.1	41.7	-	-	-	-	-	
少年院入所経験	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	
刑務所入所経験	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.7	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	
要介護	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病院退院(精神科)	19	42.1	-	-	-	-	-	-	10.5	-	-	10.5	-	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.3	26.3	-	-	-	-	-	
“(精神科以外)	14	35.7	-	-	-	-	-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	50.0	-	-	-	-	-	
指定難病罹患	7	71.4	-	-	-	-	-	-	-	28.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性感染症罹患	13	-	-	-	-	-	-	-	15.4	-	-	15.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	-	-	38.5	-	-	-	-	23.1	-
社会的スキル	58	22.4	-	-	-	-	-	-	10.3	1.7	-	6.9	-	-	3.4	1.7	1.7	1.7	-	6.9	5.2	-	-	-	5.2	-	-	5.2	50.0	-	1.7	-	1.7	-	
その他	22	13.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	9.1	54.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 2-3-36 措置入所者の属性、支援課題_同伴児者の属性および主訴・課題(平成 28 年度 1 年間)

(集計対象者数 327 人,単位:%)

	調査数	人間関係																	経済関係				医療関係				住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引		
		夫等				子ども			親族			交際相手			その他からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産								その他	
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族からの	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手か																					その他
年齢	1歳未満	85	32.9	-	-	-	-	-	-	1.2	-	2.4	-	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.6	-	29.4	21.2	-	1.2	-	-	-	
	1歳以上 7歳未満	145	89.7	-	-	-	-	-	0.7	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	4.1	-	-	-	-		
	7歳以上 10歳未満	59	91.5	-	-	-	-	-	-	-	-	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	
	10歳以上 13歳未満	21	95.2	-	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	13歳以上 16歳未満	10	90.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-	
	16歳以上 18歳未満	4	75.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	18歳以上	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	327	75.5	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	4.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注:「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。

	調査数	人間関係											経済関係			医療関係			住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引											
		夫等				子ども			親族		交際相手			その他	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他								生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病氣	精神的問題	妊娠・出産	その他			
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力																					同性間の交際相手からの暴力	その他	
身体障がい(疑い含む)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-		
知的障がい(疑い含む)	7	85.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	14.3	-	-	-	-	-	
精神疾患・障がい(疑い含む)	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
発達障がい(疑い含む)	14	92.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
妊産婦	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-		
性的少数者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国籍	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
被虐待経験(身体的虐待)	85	94.1	-	-	-	-	-	1.2	-	-	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" (心理的虐待)	174	94.8	-	-	-	0.6	-	-	-	-	3.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-
" (性的虐待)	6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" (ネグレクト)	4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴力被害(身体的)	8	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" (精神的)	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" (性)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" (経済的)	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性産業従事経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AV出演強要被害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
JKビジネス従事経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ギャンブル・アルコール・薬物依存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会的養護経験(里親・児童福祉施設等)	7	85.7	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院入所経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑務所入所経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院退院(精神科)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
" (精神科以外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定難病罹患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
性感染症罹患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学力低下・成績不振	10	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問題行動	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不登校	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病や虫歯の放置	7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出生時の問題・先天異常	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

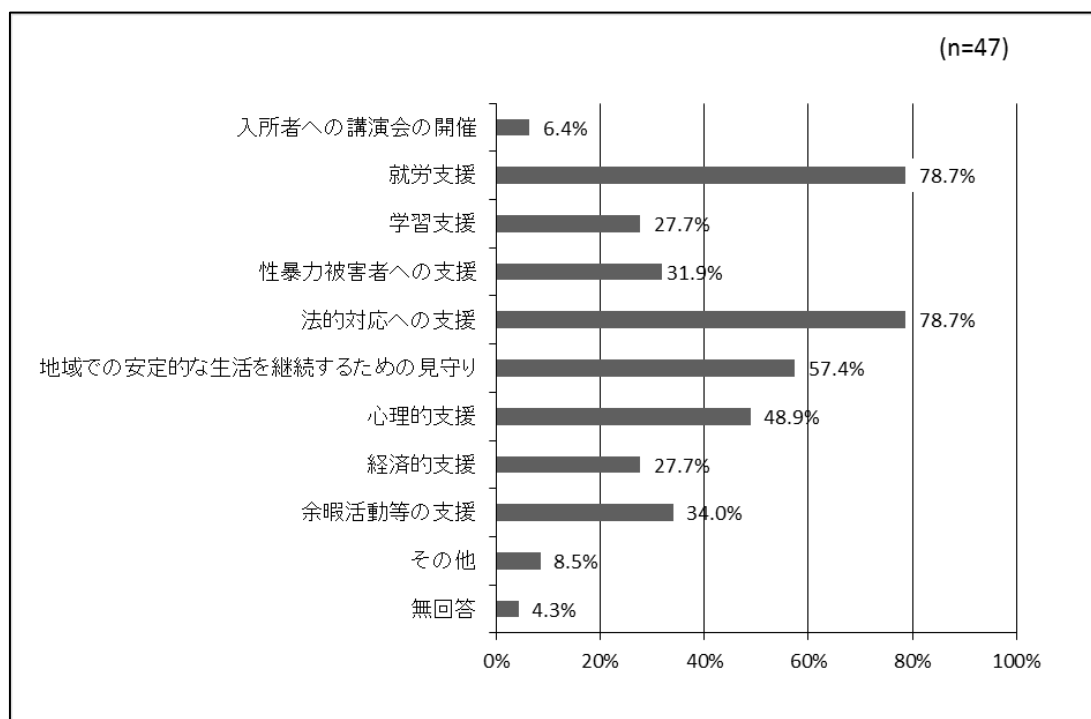
属性・課題(重複計上あり)

4. 関係機関との連携状況

■関係機関と連携して実施していること

- ・措置入所者の支援にあたり、関係機関と連携して実施している支援内容をみると、「就労支援」、「法的対応への支援」がそれぞれ78.7%（37件）、「地域での安定的な生活を継続するための見守り」57.4%（27件）、「心理的支援」48.9%（23件）の順に多くなっていた。

図表 2-3-37 措置入所者の支援にあたり、関係機関と連携して実施している支援内容【複数回答】



- ・ 婦人保護施設との情報共有、連携状況に関する各機関の評価結果をみると、以下の通りであった。

図表 2-3-38 婦人保護施設からみた各機関との情報共有、連携状況に関する評価【単数回答】

(n=47, 単位:%)

	合計	の連（連 合携＋携 計が分が ）と、と れあれ てるて い程い る度る	い連い連 の携（携 合があが 計とまと ）れりれ て、て い全い なくな	無 回 答
学校・教育委員会	100.0	57.4	27.7	14.9
民間シェルター	100.0	57.4	27.7	14.9
高齢者福祉部門	100.0	44.7	42.6	12.8
保健センター(保健福祉部門所管課)	100.0	38.3	51.1	10.6
ハローワーク	100.0	36.2	51.1	12.8
児童相談所	100.0	27.7	63.8	8.5
障害者福祉部門	100.0	25.5	59.6	14.9
配偶者暴力相談支援センター	100.0	23.4	68.1	8.5
法テラス	100.0	21.3	68.1	10.6
一時保護所	100.0	14.9	76.6	8.5
福祉事務所	100.0	14.9	76.6	8.5
医療機関	100.0	14.9	76.6	8.5
婦人相談所	100.0	4.3	91.5	4.3
その他	100.0	2.1	4.3	93.6

※集計対象は 47 件である。

※婦人相談所に婦人保護施設を併設しているところでは、婦人保護施設から見た婦人相談所との情報共有、連携状況の評価について、「連携がとれていない」とした回答の中には、多様な意味が含まれている可能性があると考えられる。

5. 支援につながらないケース

■支援実績がない措置入所者の属性

- ・措置入所者として「受け入れ実績がない」と回答した婦人保護施設の割合が多い対象者属性をみると、以下の通りであった。

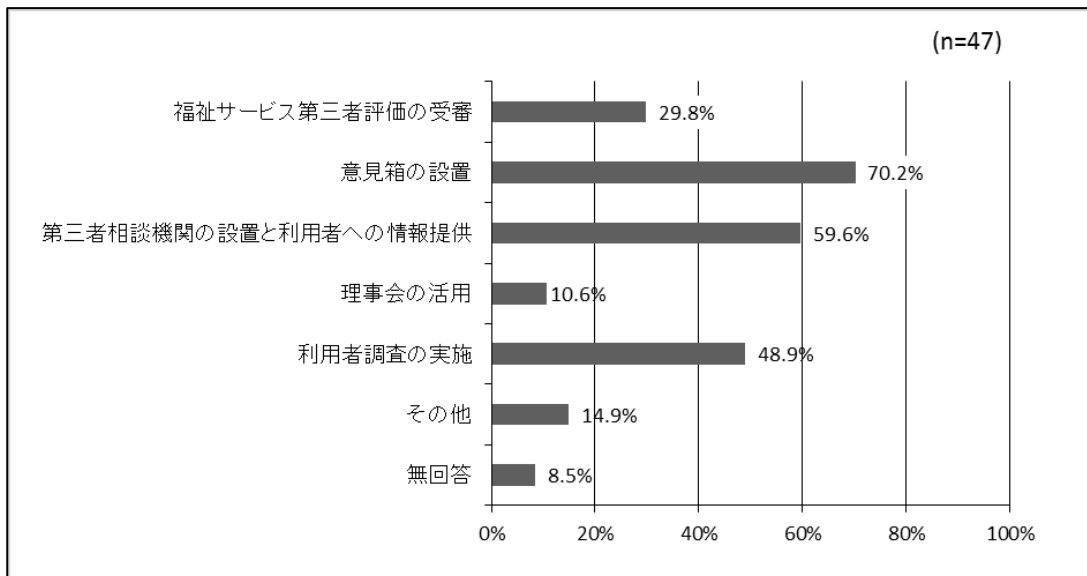
図表 2-3-39 支援実績がないと回答した婦人保護施設数

	受け入れ実績がない施設数
性的少数者	36 件
若年女性(18 歳未満)	18 件
外国籍女性	18 件
同伴児	15 件
高齢者	14 件
妊産婦	13 件
若年女性(18 歳以上 20 歳未満)	7 件
障害者	5 件
若年女性(20 歳以上 30 歳未満)	2 件

6. 第三者評価・権利擁護に関する取組

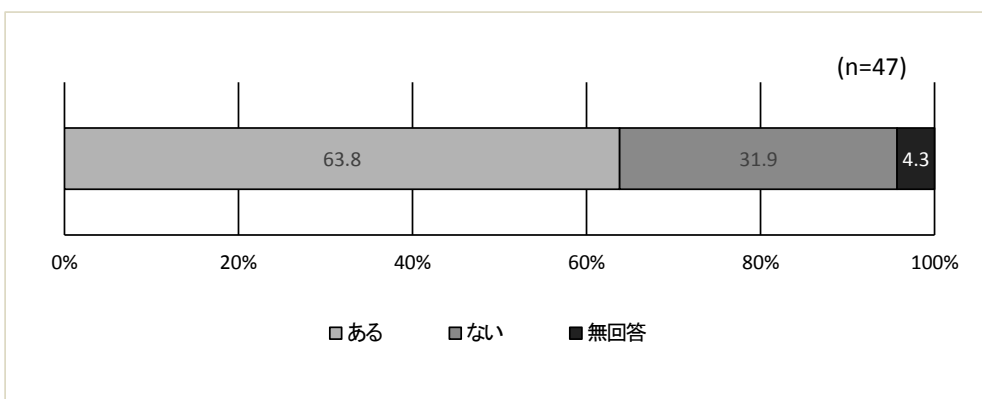
- ・入所者の権利擁護、支援の資質向上に関わる取組として実施していることをみると、「意見箱の設置」70.2% (33 件)、「第三者相談機関の設置と利用者への情報提供」59.6% (28 件)、「利用者調査の実施」48.9% (23 件) の順に多くなっていた。いずれの取組も実施していないと考えられる「無回答」の施設は 4 施設 (8.5%) みられた。

図表 2-3-40 入所者の権利擁護、支援の資質向上に関わる取組みとして実施していること【複数回答】



・利用者の意見を取り入れて支援内容、施設設備等を改善したことがあるかをみると、「ある」が63.8%（30件）であった。

図表 2-3-41 利用者の意見を取り入れた支援内容、施設設備等改善の有無【単数回答】



図表 2-3-42 具体的な内容(自由回答)

- 完全分煙化、喫煙時間の設定。
- 生活ルール、日課の見直し。
- 月1回の定例会で入所者からの要望、意見を聴取し、支援に反映する。
- 施設設備の改修、整備、設備の設置(浴室、テレビ、DVD、ポータブルプレイヤーの設置等)。
- 食事メニューの改善。
- 書籍の購入。
- 入所者の希望に即した教育講座、講師の派遣依頼。

7. 支援の質向上にあたっての課題

- ・ 婦人保護施設の体制、他法・他施策との関係、地域の関係機関との連携およびその他の課題として以下が指摘された。

図表 2-3-43 婦人保護施設の体制(自由回答)

- 人員配置の不足。
- 職員の専門性、支援スキルの向上。
- 退所者の支援ニーズへの対応。
- 学童期の同伴児への学習支援、心理的ケアの実施。
- 個室化への対応。
- 精神的課題を抱えている入所者への心理的支援の充実。
- 一時保護所と併設しているため、措置入所者の生活ルールが、一時保護所の基準に準拠している。
- 入所者を指導するという姿勢から、支援する姿勢への転換。

図表 2-3-44 他法・他施策との関係(自由回答)

- 比較的年齢の若い入所者の地域生活移行時における、障害福祉サービス利用にあたって、婦人保護事業の支援対象者の特性に関する理解を深めて欲しい。
- 婦人相談所、児童相談所および福祉事務所間の調整不足により、婦人保護施設への母子入所が進んでいない。
- 入所者の自立に向けた他法、他施策との連携強化。

図表 2-3-45 地域の関係機関との連携(自由回答)

- 支援実施にあたっては他法優先であるため、婦人保護事業の認知度は相対的に低く、他機関から婦人保護事業に対する理解を得ることが難しい。
- 生活困窮者相談窓口や民生委員など生活にいき詰まっている人と直接接する機会のある機関との連携がないため、入所のニーズのある人が入所に結びついていないと感じる。
- 施設退所後、地域で自立した生活を継続していく上では、高齢福祉、障害者福祉、生活困窮者自立支援等の相談、援助機関との連携が必要である。
- 退所後の支援にあたり、関係機関との間で申し送り、引継ぎの機会がなく、利用者の不安を大きくしている。
- 退所後の本人支援をいずれの機関が主体となって担っていくか不明確である。

図表 2-3-46 その他(自由回答)

- 施設の秘匿性と自立支援に必要な情報開示との両立が難しい(例:インターネットの利用、携帯電話やスマートフォンの所持、利用等)。
- 入所調整にあたっては、相談の入口段階において敷居が高い印象がある。そのため、支援を受けたくても受けられない当事者をふやしているのではないかと推測している。相談を受理したケースは、早々に施設見学を実施し、本人と施設職員による面談、アセスメントにつなげてはどうかと考える。
- 婦人保護事業の利用者に対する、市町の関わりには違いが大きいと感じている。婦人保護事業の3本柱である、婦人相談所・一時保護機能、婦人相談員、婦人保護施設の機能が、協働して支援に関わっていく体制を構築していくことが課題である。

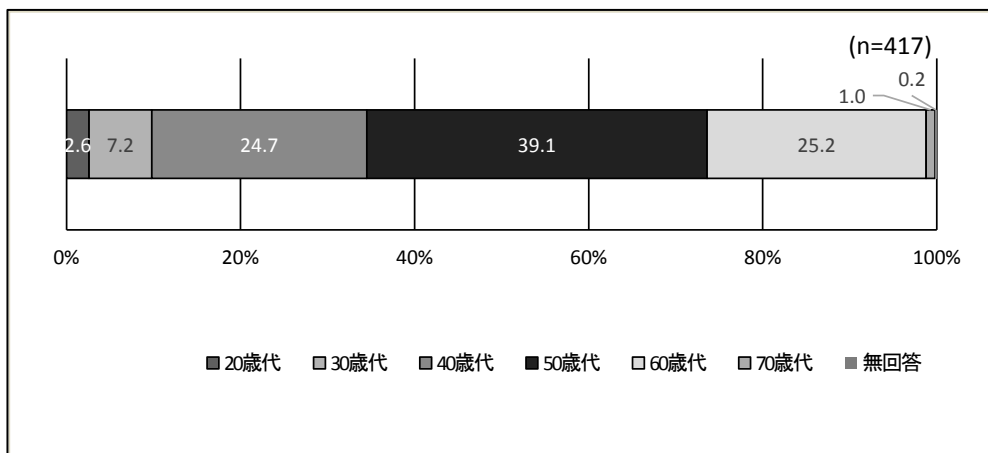
第2章－4：「婦人相談員票」調査結果

1. 利用者の支援ニーズや特性に応じた支援の実態・課題の把握

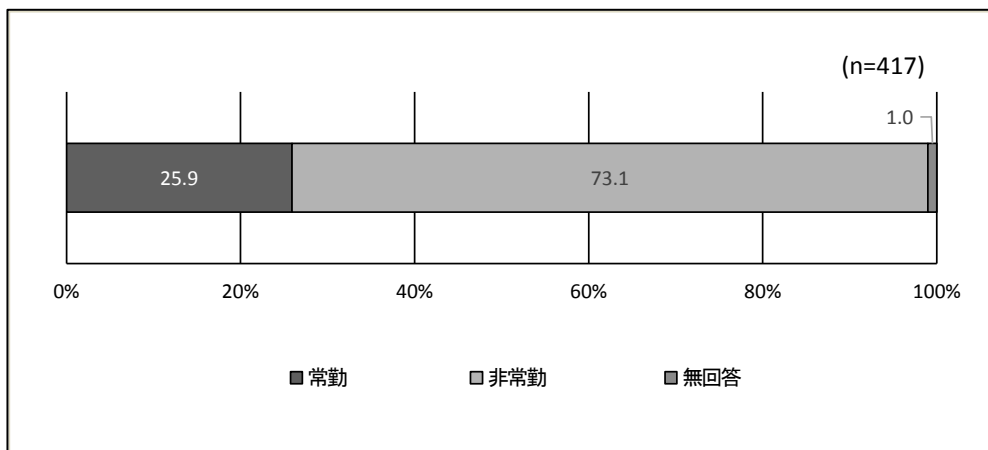
(1) 婦人相談員の活動状況

- ・回答が得られた婦人相談員の年齢構成をみると「50歳代」39.1%、「60歳代」25.2%、「40歳代」24.7%の順に多かった。また、婦人相談員としての勤務年数の平均は5.5年（現在の勤務先での勤務年数の平均5.0年）であった。勤務形態は、「非常勤」が73.1%を占めた。

図表 2-4-1 婦人相談員の年齢構成【単数回答】

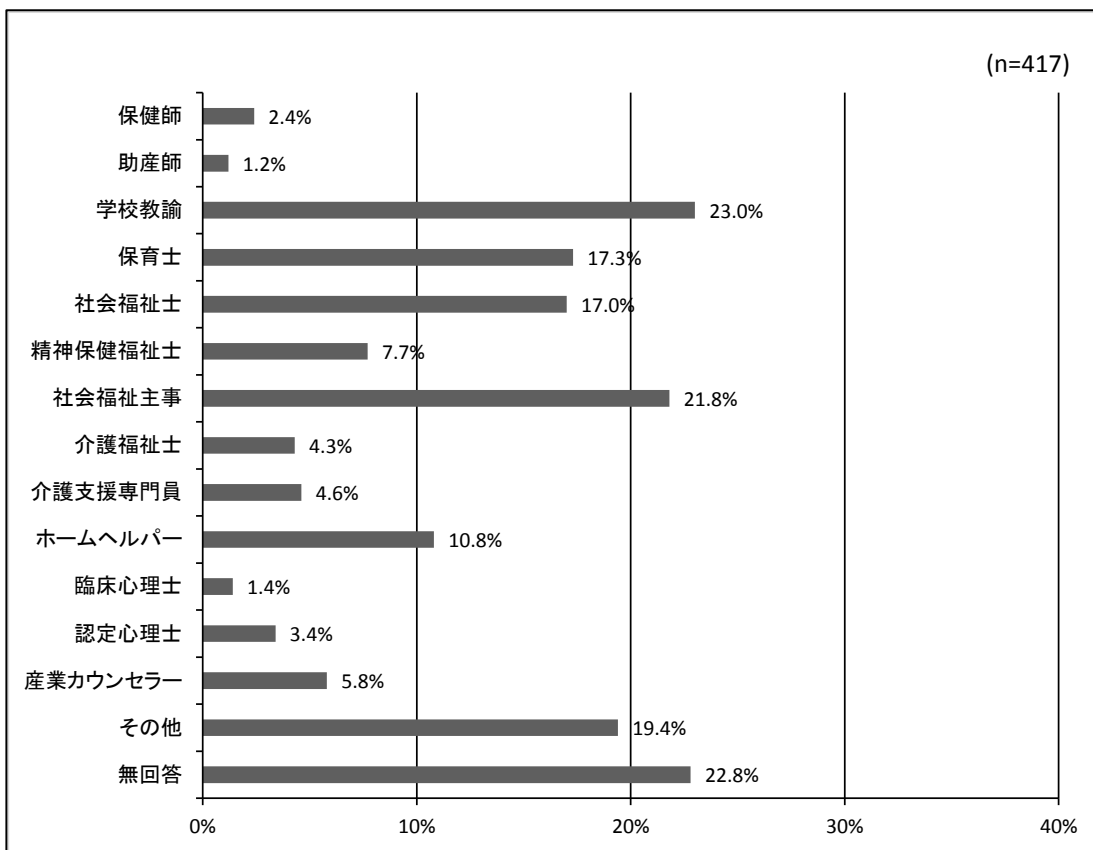


図表 2-4-2 婦人相談員の勤務形態【単数回答】



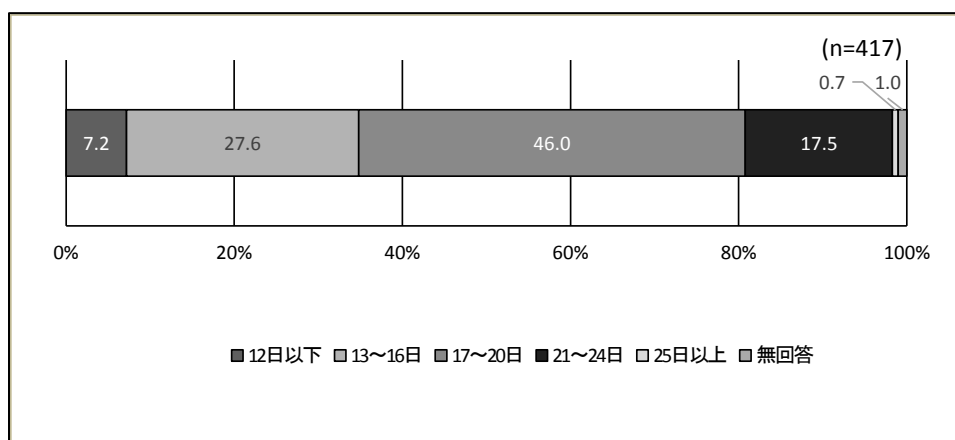
- ・保有している公的資格についてみると、「学校教諭」23.0%、「社会福祉主事」21.8%、「その他」19.4%が多くなっていた。具体的には、幼稚園教諭、児童福祉司、管理栄養士等が挙げられた。

図表 2-4-3 保有している公的資格等【複数回答】



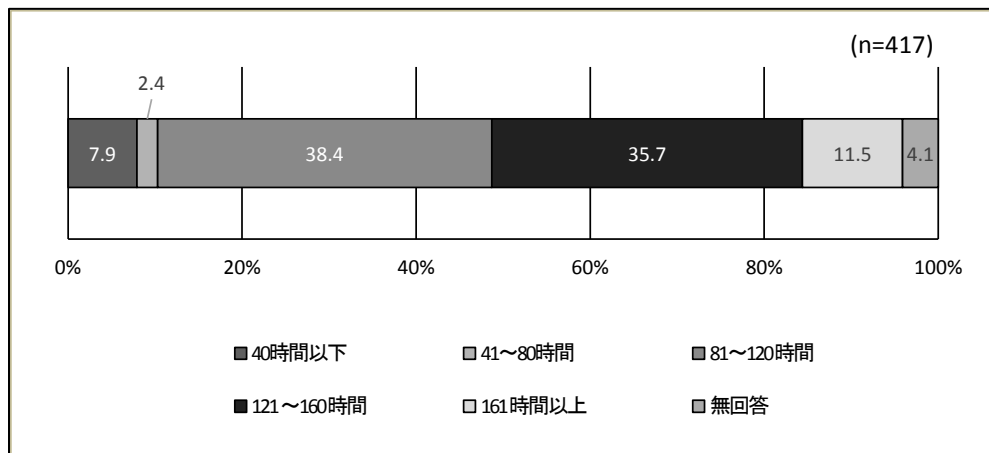
- ・平均月間勤務日数をみると、「12日以下」7.2%、「13～16日」27.6%、「17～20日」46.0%、「21～24日」17.5%、「25日以上」0.7%であった。

図表 2-4-4 平均月間勤務日数【単数回答】



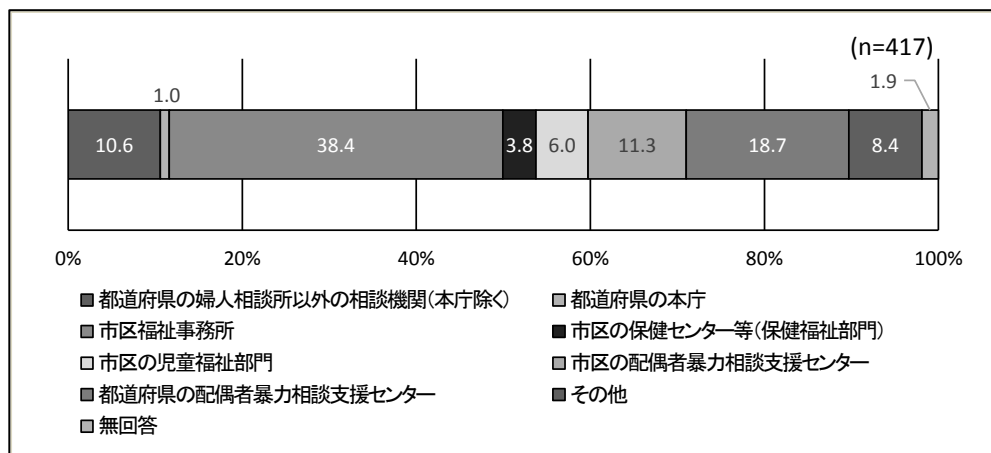
- 平均月間勤務時間数をみると、「40 時間以下」7.9%、「41～80 時間」2.4%、「81～120 時間」38.4%、「121～160 時間」35.7%、「161 時間以上」11.5%であった。

図表 2-4-5 平均月間勤務時間数【単数回答】



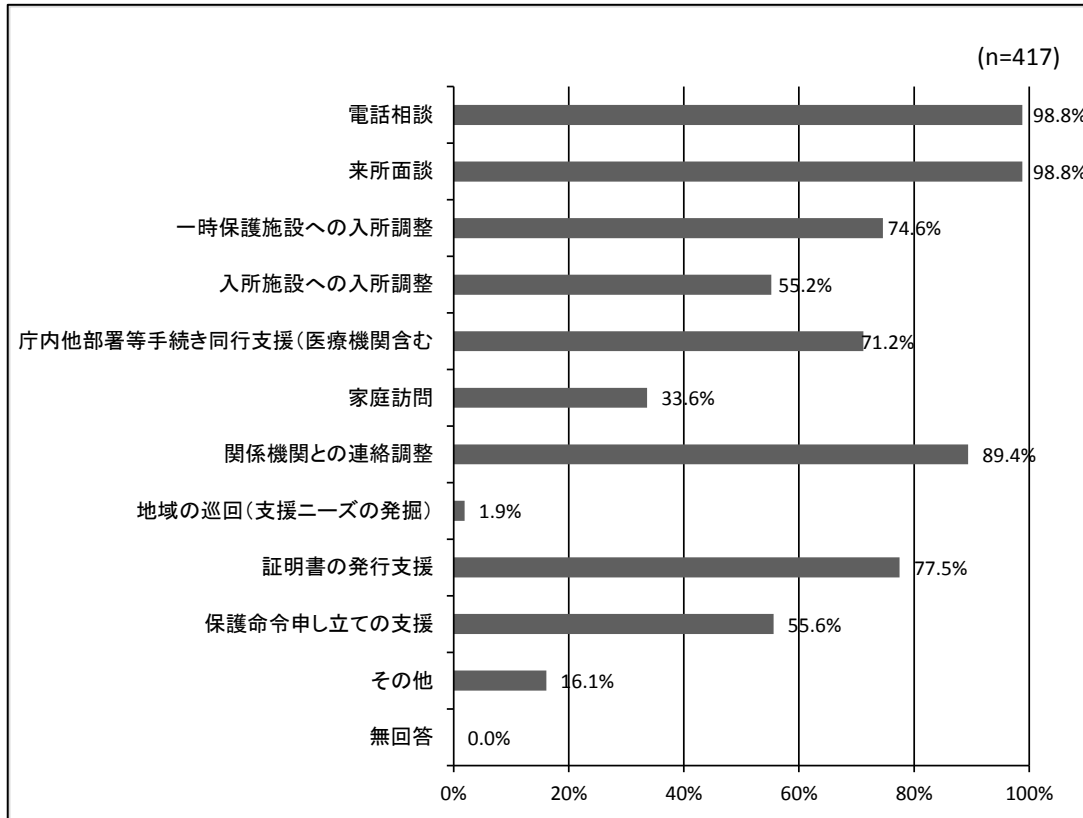
- 回答が得られた婦人相談員の勤務先をみると「市区福祉事務所」38.4%、「都道府県の配偶者暴力相談センター」18.7%、「市区の配偶者暴力相談支援センター」11.3%が多かった。

図表 2-4-6 婦人相談員の勤務先【単数回答】



- ・現在担当している業務をみると「電話相談」、「来所面談」がそれぞれ 98.8%と最も多く、「関係機関との連絡調整」 89.4%、「証明書の発行支援」 77.5%の順に多くなっていた。「地域の巡回（支援ニーズの発掘）」は 1.9%に留まった。

図表 2-4-7 現在対応している業務【複数回答】



(2) 相談者の属性別にみた相談受理したケースの支援方針の全体を統括する組織

- ・各属性の相談者について相談を受理したケースの支援を統括する組織についてみると、以下の通りであった。

図表 2-4-8 相談者の属性別にみた支援方針を統括する組織

	支援方針を統括する組織
若年女性	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:25.9% ・「一定の年齢以下であれば、婦人相談所以外が対応する」:69.8% →具体的機関:「児童相談所」、「福祉事務所」
同伴児童	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:30.2% ・「一定の年齢以下の女児であれば、婦人相談所以外が対応する」:44.8% ・「一定の年齢以下の男児であれば、婦人相談所以外が対応する」:58.3% →具体的機関: 女児:「児童相談所」、「福祉事務所」 男児:「児童相談所」、「福祉事務所」
妊産婦 (同伴児者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:36.5% ・「福祉事務所が対応する」:40.3% ・「保健センター(保健事業部門)」:34.8% ・「一定の年齢以下であれば、婦人相談所以外が対応する」:20.9% →具体的機関:「児童相談所」、「保健センター(保健事業部門)」、「福祉事務所」
障害者 (同伴児者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:21.6% ・「障害福祉部門が対応する」:62.8% ・「福祉事務所が対応する」:37.4%
高齢者(同伴者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:17.0% ・「地域包括支援センターが対応する」:56.4% ・「福祉事務所が対応する」:40.5%
性的少数者 (同伴児者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:27.1% ・「福祉事務所が対応する」:36.7% ・「その他」:26.1%
外国籍(不法就労・不法 入国でない場合) (同伴児者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:40.3% ・「福祉事務所が対応する」:46.3%
外国籍(不法就労・不法 入国の場合) (同伴児者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人相談所が対応する」:18.5% ・「入国管理局が対応する」:31.4% ・「警察が対応する」:28.8%

(3) 各属性における支援にあたっての課題

- ・相談者の属性別にみた支援実施上の課題についてみると以下の通りであった。

図表 2-4-9 相談者の属性別にみた支援実施上の課題

	支援実施上の課題(上位 2 位)
若年女性 (概ね 30 歳未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・「本人が支援を求めない傾向が強い」: 46.0% ・「利用できる制度や社会資源がない」: 28.3%
同伴児のいる女性	<ul style="list-style-type: none"> ・「本人が支援を求めない傾向が強い」: 24.7% ・「関係機関・組織との情報共有、連携が難しい」: 22.3%
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用できる制度や社会資源がない(対応可能な医療機関がみつからない、病床の確保が難しい)」: 42.9% ・「本人が支援を求めない傾向が強い」: 16.5%
障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用できる制度や社会資源がない」: 28.3% ・「関係機関・組織との情報共有、連携が難しい」: 26.4%
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用できる制度や社会資源がない(介護保険の認定を受けていないため、介護保険で受けられるサービスがない)」: 42.0% ・「本人が支援を求めない傾向が強い」: 17.7%
性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用できる制度や社会資源がない」: 38.4% ・「支援を統括する部門・組織が明確になっていない」: 30.9%
外国籍者	<ul style="list-style-type: none"> ・「言語が違うことによるコミュニケーションが難しい」: 45.8% ・「出身国の制度・法律が違うことによる困難が生じている(離婚ができないなど)」: 19.4%

図表 2-4-10 相談者の属性別にみた必要な対応策(自由回答)

◆若年女性(概ね 30 歳未満)

- 18 歳以上 20 歳未満の児童相談所の支援対象となりにくい若年女性への支援体制づくり
 - ・18、19 才の若年女性の行き場が、特に必要。児童相談所と女性相談との支援の狭間となり、引き受け手がない。
 - ・児童と成人との狭間層の制度、体制がない。自立生活が送れるまでの、メンタル面での支援が必要である。
 - ・単に年齢で制限するのではなく、対象の主訴に応じた適切な支援策が蓄積され、いかなるケースにも対応できるような制度の整備が必要。
- 相談につながるための周知活動、相談窓口の強化
 - ・相談に繋げるための周知、啓発活動を活発に行なわなければならないと考える。
 - ・相談できる環境整備と、情報の発信。
- SNS 等を活用した新たな相談ツールの導入
 - ・電話、面接以外の相談ツール、例えば、メール、SNS 等)が、必要であると感じる。
- 居場所の確保
 - ・居場所を失っている多くの少女や若い女性が、安心して日常生活が送れる場の設置
- 学校教育との連携
 - ・金銭管理、性教育、妊娠・出産・子育て、就労し、納税者となって自立する重要性等についての教育機会充実。
- 就学、就労しながら自立に向けての支援が継続できる体制
 - ・就学を継続しながら、自立まで支援できる施設が必要。
 - ・生活再建のための就労支援、生活支援が必要。
 - ・いつからでも学び直しのできる教育制度、職業訓練体制の強化。
- 一時保護所、婦人保護施設における生活ルールの緩和
 - ・一時保護所内での携帯電話の所持、または、制限付きの利用を認める。
 - ・入所後、制限ある集団生活に馴染めないことが多いため、生活ルールの緩和についても検討する必要がある。

◆同伴児童のいる女性

- 母子で生活を継続できる入所支援体制づくり
 - ・母子専用施設の充実。必要に応じ、母子を隔離し、それぞれに適切な支援が継続的にできる複合施設が必要。
 - ・母子寮など、母子ともに受け入れができる施設の充実。
- 中学生以上の同伴男児がいる女性への支援体制づくり
 - ・中学生以上の男児の同伴児がいる女性への避難場所の確保。
 - ・同伴児童が男子であっても、一緒に一時保護できる施設が必要。
- 精神的ケアの充実
 - ・DV 家庭で育った子供が、その後不登校や精神的な問題を抱える場合が非常に多く、子どもに対する支援が必要と考える
- 学習支援、通学、通園機会の継続確保
 - ・一時保護中の子に対する学習支援の充実。
 - ・通勤、通学が可能な範囲で、緊急避難場所の確保。
 - ・避難先での通園、通学の継続確保。

◆妊産婦

○妊産婦の一時保護体制の強化

- ・妊産婦の、一時保護所入所の受け入れ時の対応と、受け入れ体制充実。
- ・妊産婦を受け入れる一時保護施設や、宿所提供施設が必要である。

○妊産婦の支援を行う入所施設の充実

- ・妊産婦を保護する施設がほとんどない。
- ・出産間近の妊婦(被害者)が入所でき、妊婦が安心して出産を迎えられ、出産後も支援を受けられる施設や施設内の体制づくりが必要。
- ・産後受け入れ可能な施設が限られており、産後の母、新生児への支援が不十分。

○医療機関との連携、通院同行支援の充実

- ・医療機関との連携を更に図り、相談を受ける。
- ・通院の同行支援や、特に出産当日の対応体制の充実。

◆障害(児)者

○手帳を所持していないもしくは所持する障害程度ではないケースへの支援体制の強化

- ・ボーダーの方々に対する体制を強化していけば、問題が生じる水際で防げると考えられる。
- ・手帳の交付を受けていないために、利用できる制度や社会資源がない人の対応について。

○障害(児)者の受け入れ可能な一時保護機能の強化

- ・障害者虐待防止法等による、緊急一時保護ができる施設の充実。
病状や症状を悪化させないためにも地域の障害者虐待に対する緊急保護施設の確保が必要だと思う。

○医療機関との連携・情報共有

- ・医療機関との連携強化。
- ・精神疾患がある人への対応。精神保健担当者との連携。

○人材確保

- ・障害者に対する支援スキルを持った相談員の強化。

○障害者に対応した施設設備の充実

- ・障害の種類や程度によっては、施設入所が難しいケースも多いため、受け入れできる場所や人材が必要。

◆高齢者

- 経済力が弱い高齢者の支援体制づくり
 - ・高齢者で就労見込みなく、所持金も少ない方が多いようですが、当所でその支援法はなく、市町村によりその対応は様々である。
 - ・高齢者は収入もなく、就労もできないため経済力がないことが多く、行き場所もないことが多い。
- 一時保護機能の強化
 - ・高齢者は自身の病気等、様々な問題を抱えており、一時保護機能においても、専門的な支援が必要と感じる。
 - 対象の高齢者の健康状態、介護状態により、一時保護受入れ施設を柔軟に対応する必要がある。
- 地域包括支援センターとの連携強化
 - ・認知機能に課題がある高齢者が多いため、地域包括支援センターとの連携強化が必要。
 - ・地域包括支援センターとの情報共有の強化。
- 住居の確保
 - ・健康ながら、経済力が弱い高齢者である場合、住宅確保が難しい。
 - ・高齢者施設は空きが少ないこともあり、行き先がない。
- 介護保健施設等の強化
 - ・DV 被害者への支援が可能な介護保険施設の強化。
- 専門強化
 - ・介護支援専門員等の専門性の向上。

◆性的少数者

- 一時保護機能の体制づくり
 - ・一時保護の必要がある場合の入所先が明確になっていない。
 - ・性的少数者の支援。一時保護施設ハード面の充実が必要。
- 支援策、支援体制の構築
 - ・実際の相談に対応できる支援策や施設がないため、その整備が必要。
 - ・施設におけるハード面の充実。性的少数者が相談できる相談機関の充実。
- 専門性の向上
 - ・相談員(相談機関)のスキルアップ、専門性の向上
- 組織内の役割分担の明確化
 - ・支援を統括する部門・組織が明確になっていない。

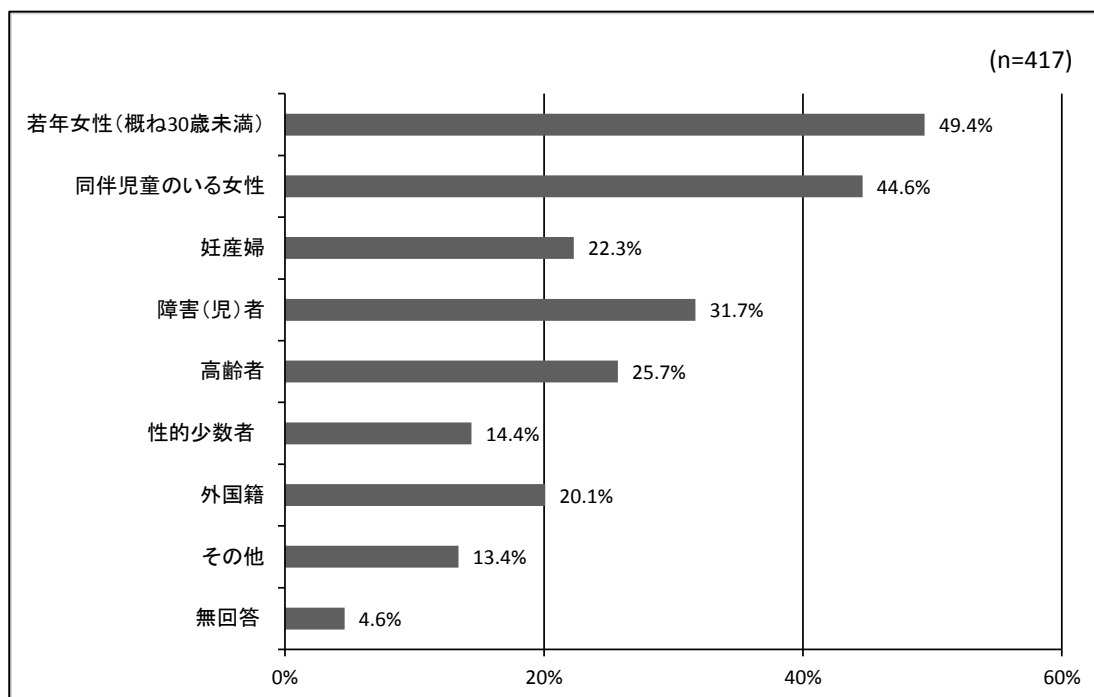
◆外国籍

- 通訳、言葉の対応
 - ・多言語に対応できる外国籍の人のための相談窓口の強化。
 - ・通訳、施設内の表示等の充実。
- 外国籍者に向けた情報発信
 - ・外国籍者が、支援が必要な場合に情報を得られる体制づくり。
- 法的対応体制の強化
 - ・離婚に至るまでの手続きが困難なケースが多く、国によって異なる法的な知識を深める必要がある。
 - ・子の国籍取得やハーグ条約の問題、在留期限が迫っているケースや不法滞在、離婚手続き等の対応。

(4) 体制を強化すべき支援対象

- ・地域の支援ニーズに対応するために、今後、体制を強化すべき支援対象について上位3つの回答を求めたところ、「若年女性（概ね30歳未満）」49.4%、「同伴児童のいる女性」44.6%、「障害（児）者」31.7%の順に多くなっていた。
- ・婦人相談員の勤務先別に、体制を強化すべき支援内容として回答された内容をみると、いずれの組織においても同様の傾向にあった。

図表 2-4-11 地域の支援ニーズに対応するために体制を強化すべき支援対象
【複数回答・上位3つまで】



図表 2-4-12 婦人相談員の勤務先別、地域の支援ニーズに対応するために体制を強化すべき支援対象
【複数回答・上位3つまで】

	調査数	30歳未満女性（概ね）	女性同伴児童のいる	妊産婦	障害（児）者	高齢者	性的少数者	外国籍	その他	無回答
全体	件数 417	206	186	93	132	107	60	84	56	19
	% 100.0	49.4	44.6	22.3	31.7	25.7	14.4	20.1	13.4	4.6
都道府県の婦人相談所以外の相談機関・本庁	件数 48	23	23	9	10	10	4	13	5	5
	% 100.0	47.9	47.9	18.8	20.8	20.8	8.3	27.1	10.4	10.4
市区の福祉事務所・保健センター等・児童福祉部門	件数 201	100	98	59	69	43	27	40	30	6
	% 100.0	49.8	48.8	29.4	34.3	21.4	13.4	19.9	14.9	3.0
市区・都道府県の配偶者暴力相談支援センター	件数 125	58	49	19	40	39	20	27	16	5
	% 100.0	46.4	39.2	15.2	32.0	31.2	16.0	21.6	12.8	4.0
その他	件数 35	20	12	5	11	14	7	3	4	3
	% 100.0	57.1	34.3	14.3	31.4	40.0	20.0	8.6	11.4	8.6

2. 支援対象となる女性の範囲

■ 来所相談の対象者の属性および対応結果

- ・平成 29 年 8 月から 10 月までの 3 ヶ月間を対象に、婦人相談員として受けた来所相談の対象者（女性）についてみると、年齢構成では、20 歳以上 60 歳未満が全体の 82.7% を占めた。一方、18 歳未満は、7,973 人中 101 人（1.3%）、65 歳以上が 514 人（6.4%）であった。
- ・主訴についてみると、「夫等からの暴力」が 39.9%、「離婚問題」16.7% の順に多くなっていた。
- ・来所相談の課題は、多様なテーマに広がっていることが伺われた。

図表 2-4-13 婦人相談員における来所相談_本人(全体)の属性および主訴・課題(平成 29 年 8 月から 10 月の 3 ヶ月間)

(集計対象者数 7,973 人,単位:%)

	調査数	人間関係																			経済関係				医療関係			住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	
		夫等				子ども			親族			交際相手			力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	その他の親族からの暴力	その他	力	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力																					その他
15歳未満	78	23.1	2.6	11.5	9.0	1.3	6.4	6.4	2.6	-	9.0	2.6	-	2.6	-	-	-	2.6	3.8	2.6	-	2.6	2.6	-	2.6	5.1	-	1.3	-	-	-	-	-	-	-
15歳以上 18歳未満	23	17.4	-	8.7	-	-	-	-	8.7	4.3	-	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	-	-	8.7	-	4.3	21.7	4.3	-	8.7	-	-	-	-	-
18歳以上 20歳未満	138	13.8	-	5.1	-	-	2.2	-	16.7	2.2	3.6	4.3	0.7	0.7	0.7	0.7	-	0.7	2.2	2.2	-	1.4	2.9	-	3.6	23.2	-	4.3	5.8	0.7	0.7	-	-	-	0.7
20歳以上 30歳未満	1,360	34.6	0.1	17.1	3.0	0.5	1.7	2.9	6.6	1.6	1.0	3.8	0.1	0.7	1.1	0.5	1.1	0.6	0.9	4.2	0.7	1.6	3.0	0.4	1.5	5.7	0.7	2.9	2.2	-	0.1	0.1	0.1	-	
30歳以上 40歳未満	2,282	43.3	0.4	20.7	4.0	0.1	1.2	4.3	1.7	0.7	1.2	1.4	0.0	0.4	0.5	0.9	0.7	1.5	1.5	4.1	0.4	1.1	3.3	0.4	1.9	2.4	0.3	2.4	0.9	-	0.0	-	-	-	
40歳以上 50歳未満	2,093	45.2	0.3	18.5	3.4	0.7	1.5	4.2	1.7	1.1	1.1	1.6	0.0	0.3	0.7	0.7	0.9	1.6	2.0	4.4	0.4	1.2	4.3	1.0	2.7	0.5	2.7	1.0	0.0	-	-	0.0	-		
50歳以上 60歳未満	857	39.2	0.2	12.1	3.5	3.2	0.8	5.6	1.1	1.2	1.8	0.7	-	0.1	0.4	0.6	1.1	1.8	3.0	6.0	1.2	2.3	4.0	2.2	5.6	0.2	2.3	1.9	-	-	-	-	-		
60歳以上 65歳未満	285	40.7	-	8.1	8.8	7.7	0.4	6.7	0.7	0.7	2.5	-	-	0.4	0.4	5.3	0.4	2.5	0.7	3.2	1.1	0.4	4.2	1.1	6.3	-	0.4	2.8	1.1	-	-	-	-		
65歳以上 75歳未満	389	40.9	0.3	8.5	2.6	7.7	-	3.6	1.0	4.6	3.3	1.5	0.3	1.0	0.5	0.8	1.0	3.6	1.8	5.7	0.5	0.8	2.1	1.0	3.3	-	0.8	4.4	1.3	-	-	-	-		
75歳以上	125	36.8	0.8	4.0	2.4	10.4	1.6	6.4	-	2.4	7.2	-	-	0.8	-	-	2.4	3.2	10.4	0.8	-	2.4	1.6	0.8	0.8	-	7.2	-	-	-	-	-	-		
不明	343	23.9	1.2	17.2	3.2	2.0	1.5	4.1	1.5	0.9	0.9	2.0	-	0.6	0.3	0.6	0.9	2.0	2.3	12.2	0.6	2.9	3.2	0.9	4.7	5.5	1.2	2.0	0.9	-	-	-	0.3	-	
合計	7,973	39.9	0.3	16.7	3.6	1.5	1.3	4.2	2.6	1.3	1.5	1.9	0.1	0.5	0.6	0.9	0.8	1.6	1.8	4.8	0.6	1.4	3.5	0.8	2.8	2.6	0.4	2.7	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

婦人相談所へ一時保護の依頼	290	62.8	-	2.4	1.0	1.4	0.7	0.3	4.8	1.0	-	3.8	0.3	0.3	2.1	-	1.0	-	-	3.1	0.7	0.3	1.4	0.3	2.4	2.8	0.3	2.1	10.7	-	1.0	0.3	0.3	0.3
(うち一時保護決定)	242	66.1	-	2.5	-	1.7	0.4	0.4	4.5	2.1	0.4	4.5	0.4	-	2.1	0.4	1.7	-	-	1.2	1.2	-	0.8	0.4	2.9	0.8	0.4	2.1	7.9	-	1.2	0.4	0.4	-
(うち一時保護委託)	79	59.5	-	2.5	-	-	1.3	-	2.5	-	-	3.8	-	-	-	1.3	-	1.3	1.3	3.8	-	1.3	-	-	1.3	8.9	-	2.5	15.2	-	-	-	-	1.3
他機関への同行支援(医療機関等含む)	900	51.8	0.3	9.7	2.6	1.7	1.0	2.0	2.3	1.4	0.4	2.8	-	0.2	1.2	1.1	1.3	0.7	0.1	5.3	1.3	1.2	1.9	1.1	3.2	3.7	0.7	2.7	2.0	-	0.1	0.1	0.2	0.1
家庭訪問	215	29.8	-	9.3	3.7	4.2	5.1	7.0	1.4	1.9	0.5	3.3	-	-	0.5	0.9	0.9	1.4	1.9	5.6	0.9	2.8	4.7	2.3	7.0	7.9	0.9	1.9	1.4	-	-	-	-	0.5
関係機関との連絡調整	3,063	41.4	0.5	13.8	2.8	2.0	1.9	4.4	2.4	1.2	1.1	2.4	0.1	0.5	0.5	0.6	0.9	1.2	1.1	6.6	0.7	1.7	3.2	0.8	2.9	4.1	0.5	3.6	1.7	0.0	0.1	0.0	0.1	-
地域の巡回(支援ニーズの発掘)	62	38.7	-	8.1	1.6	4.8	1.6	-	4.8	3.2	3.2	1.6	-	1.6	1.6	-	-	4.8	1.6	9.7	1.6	1.6	-	3.2	4.8	1.6	1.6	1.6	-	-	-	-	-	
証明書の発行支援	900	73.0	0.2	6.4	3.3	0.9	0.8	1.6	4.0	2.2	0.4	1.8	-	0.1	0.7	1.2	1.1	0.3	0.1	1.2	0.3	0.4	0.7	0.3	1.2	0.6	-	0.9	0.6	-	-	0.1	-	-
その他	5,340	38.6	0.3	18.9	4.0	1.2	1.3	4.5	2.4	1.2	1.7	1.8	0.0	0.4	0.4	0.8	0.6	1.7	2.1	4.3	0.3	1.3	3.2	0.8	2.7	1.9	0.3	2.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

注:「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。

	調査数	人間関係																			経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引		
		夫等				子ども				親族				交際相手				生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他												
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	親族からの暴力	その他の親族から	その他	力	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他	力									その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害								家庭不和	その他
単身女性	3,001	35.5	0.2	13.0	3.5	1.8	0.8	3.4	3.8	1.6	1.8	2.7	0.1	0.6	0.8	1.2	0.9	1.0	2.7	6.4	0.5	1.8	4.9	1.3	2.9	2.7	0.5	3.0	2.6	0.0	0.1	-	0.1	0.0			
児童を同伴(1人)	1,566	45.9	0.3	19.6	2.7	0.6	2.1	5.3	1.5	0.8	0.7	1.9	-	0.1	0.3	1.0	0.7	1.3	0.7	4.3	0.7	1.3	2.7	0.3	1.9	2.0	0.3	2.4	0.4	0.1	0.1	-	-	-			
“(2人)”	1,063	49.4	0.7	23.4	3.5	0.1	2.0	4.0	1.1	0.5	0.8	0.4	-	0.3	0.2	0.6	0.5	1.0	1.1	3.9	0.6	1.0	2.0	0.3	1.2	1.1	0.4	3.2	0.8	-	-	0.1	-	-			
“(3人)”	369	48.8	0.5	21.4	4.3	-	1.9	4.6	0.3	0.3	-	1.9	-	0.3	0.8	-	0.3	1.9	1.4	3.8	0.3	1.6	2.4	0.8	1.6	0.3	-	1.6	-	-	-	-	-	-			
“(4人以上)”	166	46.4	-	16.3	4.8	-	1.2	4.2	0.6	1.2	-	1.2	-	-	1.2	1.2	0.6	1.8	2.4	6.0	1.2	1.2	1.8	1.2	1.2	3.0	-	3.6	1.2	-	-	-	-	-			
児童以外の家族を同伴	597	37.9	0.2	13.9	3.5	2.2	0.8	5.4	4.2	4.0	3.2	1.0	0.2	0.3	0.5	0.2	1.3	1.2	2.0	4.9	1.0	1.2	3.4	0.8	2.5	3.4	-	2.7	0.8	-	-	-	-	-			
家族以外の者を同伴	177	39.5	1.1	16.4	1.7	4.0	0.6	5.6	5.6	0.6	2.3	2.8	-	0.6	1.1	-	-	1.1	2.3	1.1	-	2.3	2.8	1.7	1.7	4.0	-	4.0	1.7	-	-	-	0.6	-			
男性	155	12.9	0.6	19.4	9.0	1.9	1.9	6.5	4.5	3.2	3.9	0.6	-	1.3	0.6	1.3	0.6	3.9	3.9	10.3	0.6	0.6	8.4	-	0.6	1.3	0.6	1.3	1.3	-	-	-	-	-			
妊産婦	360	20.8	0.6	5.3	1.1	-	0.8	3.1	1.4	0.6	-	5.3	0.3	1.4	-	0.6	-	0.6	0.6	6.1	0.8	-	1.1	-	2.2	41.4	0.8	2.5	1.7	-	-	-	-	-			
知的障がい(疑い含む)	326	27.9	-	7.7	3.7	0.6	2.8	5.8	5.8	2.1	1.8	1.5	0.3	-	1.8	0.6	0.3	1.2	3.7	5.5	0.9	1.2	3.4	1.2	3.4	5.8	0.9	2.1	8.0	0.3	-	-	0.6	-			
身体障がい(疑い含む)	81	42.0	-	12.3	1.2	3.7	-	3.7	-	-	2.5	2.5	-	2.5	1.2	-	-	-	3.7	2.5	1.2	-	1.2	3.7	7.4	3.7	1.2	4.9	-	-	-	-	-	-			
精神疾患・障がい(疑い含む)	1,116	32.7	0.2	10.5	4.9	1.8	1.9	3.1	4.0	1.0	1.3	2.3	0.3	0.6	1.1	0.5	0.8	1.8	2.9	4.9	0.4	1.3	2.8	2.2	12.5	1.8	0.5	3.4	2.3	-	-	-	0.2	-			
発達障がい(疑い含む)	291	25.8	-	6.2	8.6	0.3	6.5	4.5	5.2	1.4	3.1	2.7	0.3	-	0.7	0.3	1.0	3.8	2.1	5.2	1.0	1.7	0.7	0.7	13.7	3.1	-	4.1	2.4	-	0.7	-	-	-			
性的少数者	30	16.7	-	13.3	-	-	10.0	3.3	10.0	-	-	3.3	6.7	6.7	3.3	-	-	-	-	6.7	-	3.3	3.3	3.3	-	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国籍	256	53.9	0.8	11.7	2.0	-	0.8	4.3	2.0	-	0.8	3.5	0.4	0.8	1.2	-	1.2	0.8	-	2.0	0.4	1.2	3.1	1.6	0.4	5.1	0.4	2.3	1.2	-	-	-	-	0.4	-		
被虐待経験	346	29.2	-	6.1	0.6	1.2	2.0	1.7	18.2	2.3	0.6	5.5	-	1.7	2.0	1.2	-	0.6	0.9	4.6	0.9	3.2	3.8	1.7	7.2	2.3	0.6	4.3	5.5	-	-	0.3	0.3	-			
(うち性的虐待)	144	45.1	-	4.2	1.4	0.7	1.4	1.4	12.5	4.9	0.7	2.1	-	0.7	2.1	0.7	0.7	-	0.7	2.8	-	2.8	2.8	1.4	6.3	1.4	1.4	2.1	1.4	0.7	-	-	-	0.7	-		
暴力被害(身体的)	2,402	70.9	0.3	8.1	1.5	2.2	0.4	2.2	2.0	0.9	0.2	3.3	0.1	0.2	0.7	0.2	0.5	0.2	0.3	1.6	0.1	0.4	1.4	0.4	1.0	0.3	0.2	1.8	0.8	-	-	-	-	0.0	-		
“(精神的)”	2,961	65.0	0.5	13.8	2.4	1.6	0.3	1.6	2.5	1.3	0.3	2.6	0.1	0.2	0.5	0.4	0.6	0.7	0.4	1.5	0.1	0.3	1.2	0.3	1.2	0.3	0.2	1.7	0.7	-	-	-	-	0.0	-		
“(経済的)”	1,467	59.7	0.6	16.9	2.3	1.2	0.5	2.4	1.8	1.0	0.2	2.7	0.1	0.2	0.6	0.5	0.3	0.8	0.5	2.7	0.5	0.6	1.6	0.5	1.4	0.3	0.3	2.2	1.4	-	-	-	-	0.1	-		
“(性的)※疑い含む	457	62.1	0.7	10.3	1.8	0.4	-	2.2	1.5	2.0	-	4.4	0.2	0.7	2.0	0.9	-	0.4	0.2	2.2	0.2	0.7	2.4	0.4	2.0	-	0.4	1.5	1.8	-	-	-	-	0.2	-		
性産業従事経験	122	25.4	-	4.1	0.8	-	1.6	0.8	0.8	0.8	1.6	13.9	-	0.8	4.9	1.6	-	-	0.8	12.3	-	4.1	7.4	-	-	9.0	-	1.6	5.7	-	1.6	-	0.8	-	-		
AV出演強要被害	7	28.6	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28.6	-	-	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-		
JKビジネス従事経験	9	44.4	-	-	-	-	11.1	-	-	-	-	11.1	-	-	11.1	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ギャンブル・アルコール・薬物依存	96	50.0	3.1	10.4	2.1	2.1	1.0	3.1	1.0	-	1.0	2.1	1.0	-	3.1	1.0	-	2.1	1.0	4.2	5.2	-	4.2	1.0	7.3	1.0	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-		
社会的養護経験(里親・児童福祉施設等)	123	26.8	-	4.9	0.8	3.3	8.1	2.4	7.3	0.8	1.6	9.8	-	-	3.3	1.6	0.8	-	1.6	4.9	-	1.6	2.4	2.4	1.6	8.9	-	2.4	5.7	0.8	-	-	-	-	-		
少年院入所経験	11	27.3	-	-	-	-	-	-	9.1	-	-	9.1	-	-	9.1	-	-	-	9.1	-	-	9.1	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
刑務所入所経験	23	52.2	8.7	4.3	-	-	4.3	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	13.0	-	-	-	-	4.3	-	-	13.0	-	-	-	-	-	-	-	
要介護	18	5.6	-	16.7	-	11.1	-	5.6	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-	38.9	-	-	-	11.1	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	
病院退院(精神科)	112	30.4	-	16.1	0.9	1.8	-	1.8	5.4	0.9	1.8	0.9	-	-	1.8	1.8	0.9	0.9	3.6	4.5	0.9	-	0.9	2.7	15.2	2.7	0.9	2.7	0.9	-	-	-	-	-	-		
“(精神科以外)”	50	40.0	-	4.0	4.0	2.0	2.0	4.0	4.0	2.0	-	-	-	-	-	2.0	4.0	-	2.0	6.0	2.0	-	-	14.0	6.0	2.0	2.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定難病罹患	28	50.0	-	10.7	-	-	-	7.1	14.3	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-	3.6	3.6	-	-	-	7.1	-	3.6	-	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-	
性感染症罹患	17	17.6	-	-	5.9	-	-	-	-	-	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35.3	-	-	17.6	-	5.9	11.8	-	-	-	-	-	-	-
社会的スキル	442	33.7	0.2	12.4	6.1	1.1	4.3	4.3	3.2	3.2	0.9	2.3	-	0.2	0.9	1.1	0.2	0.2	0.9	4.3	0.9	3.6	3.4	1.1	4.5	3.4	0.2	2.9	2.9	-	-	-	-	-	-		
その他	440	28.9	0.7	21.4	6.4	1.8	2.5	7.7	1.8	0.7	1.1	0.2	0.0	0.5	0.5	0.9	0.5	1.4	1.4	9.8	0.5	0.7	2.0	0.2	2.7	3.0	0.2	3.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

3. 関係機関との連携状況

■関係機関との情報共有、連携に関する評価

- ・ 婦人相談員が支援実施にあたって、関係組織との間でどの程度情報共有、連携が図られているかをみると、以下の通りであった。

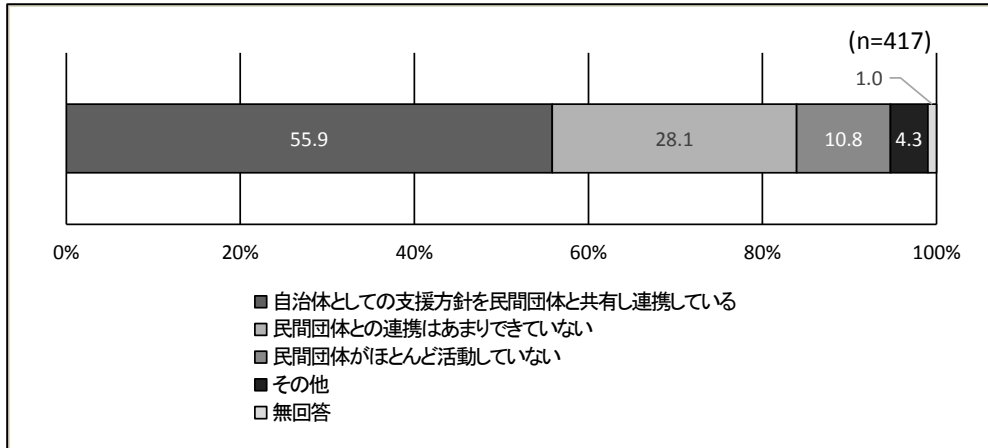
図表 2-4-14 関係組織との情報共有、連携に関する評価【単数回答】

(n=417, 単位:%)

	合計	の連（連 合携＋携 計が分が ）と、と れあれ てるて い程い る度る	い連い連 の携（携 合があが 計とまと ）れりれ て、て い全い なくな	無 回 答
福祉事務所	100.0	93.3	2.2	4.6
警察	100.0	89.4	7.4	3.1
婦人相談所	100.0	86.6	4.6	8.9
一時保護所	100.0	84.9	9.1	6.0
児童相談所	100.0	81.5	14.6	3.8
保健センター(保健福祉部門所管課)	100.0	80.8	13.7	5.5
配偶者暴力相談支援センター	100.0	79.6	7.9	12.5
障害者福祉部門	100.0	76.0	18.5	5.5
婦人保護施設(措置入所)	100.0	67.9	18.5	13.7
社会福祉協議会	100.0	63.5	29.7	6.7
弁護士	100.0	59.2	34.1	6.7
福祉施設	100.0	54.9	34.3	10.8
民間シェルター	100.0	51.6	36.5	12.0
法テラス	100.0	49.6	41.7	8.6
ハローワーク	100.0	48.0	42.7	9.4
地方裁判所(保護命令等)	100.0	40.0	48.9	11.0
家庭裁判所(離婚調停等)	100.0	33.3	55.6	11.0

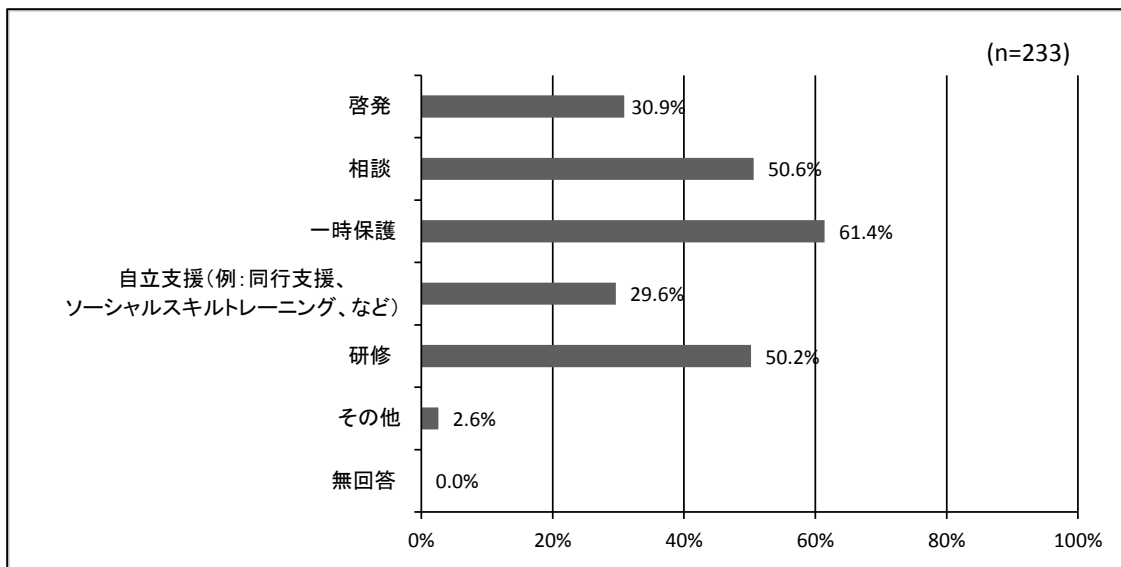
- ・ 婦人保護事業に関わる民間団体との連携状況についてみると、「自治体としての支援方針を民間団体と共有連携している」55.9%、「民間団体との連携はあまりできていない」28.1%、「民間団体がほとんど活動していない」10.8%の順であった。

図表 2-4-15 地域における婦人保護事業に関わる民間団体との連携状況【単数回答】



- ・ また、民間団体と共有・連携している内容についてみると、「一時保護事業」61.4%、「相談」50.6%、「研修」50.2%の順に多くなっていた。

図表 2-4-16 共有・連携の内容【複数回答】

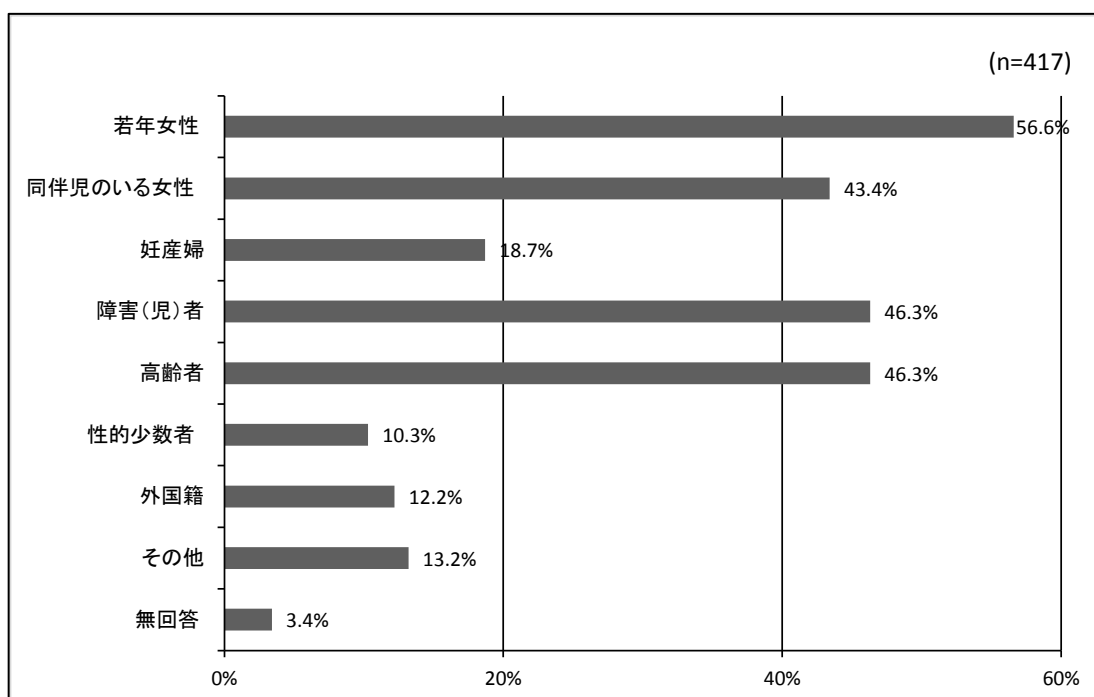


4. 支援につながらないケース

(1) 一時保護につながらないことが多いケース

- ・ 婦人相談員として相談を受理した中で、婦人相談所による一時保護（委託を含む）が必要であると判断したケースのうち、一時保護につながらないケースとして多いもの上位3種類の属性について回答を求めた。その結果、「若年女性」56.6%、「障害（児）者」、「高齢者」それぞれ46.3%、「同伴児のいる女性」43.4%の順で多くなっていた。

図表 2-4-17 一時保護が必要だと判断したケースで一時保護につながらないケース
【複数回答・3つまで】

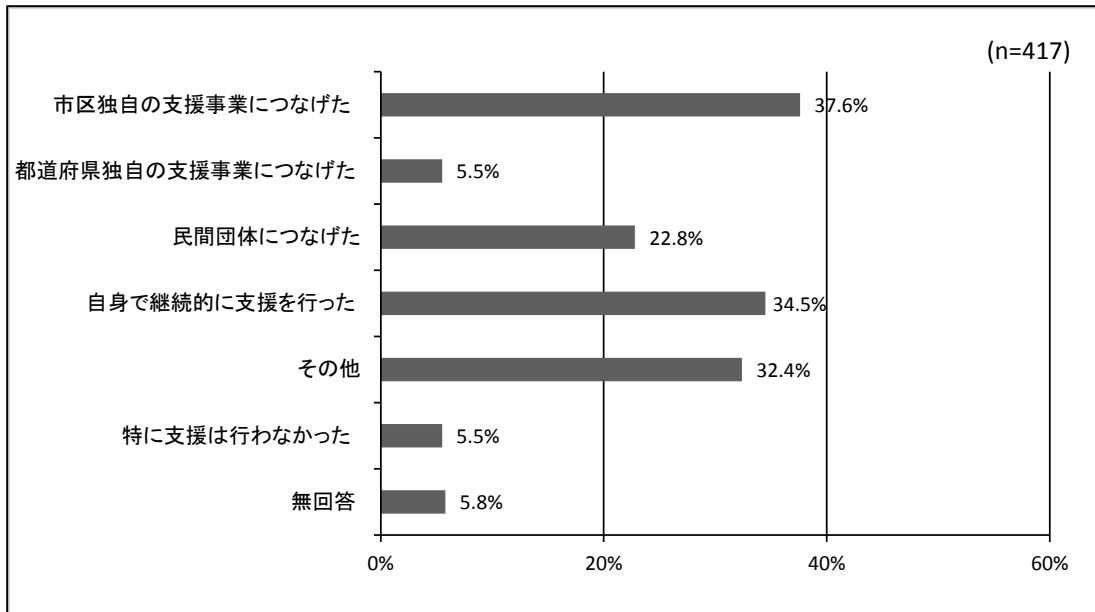


図表 2-4-18 属性別、一時保護が必要だと判断したケースで一時保護につながらないケース
【複数回答・3つまで】

		たな一 相ケ時 談一保 員ス護 数と し て 選 択 し 主	こ 本 人 が 多 い 支 援 を 求 め な い	が 本 人 の 希 望 と 支 援 内 容	の 一 時 保 護 所 の 課 題	な 集 団 生 活 や ソ フ ト 面 の 課 題	象 自 治 体 と し て の 支 援 対 象 に 含 ま れ な い	そ の 他	無 回 答
若年女性	件数	232	32	43	1	149	2	7	2
	%	100.0	13.8	18.5	0.4	64.2	0.9	3.0	0.9
同伴児のいる女性	件数	176	29	85	13	32	-	15	6
	%	100.0	16.5	48.3	7.4	18.2	-	8.5	3.4
妊産婦	件数	76	15	15	17	11	2	13	3
	%	100.0	19.7	19.7	22.4	14.5	2.6	17.1	3.9
障害(児)者	件数	187	9	26	89	30	4	20	10
	%	100.0	4.8	13.9	47.6	16.0	2.1	10.7	5.3
高齢者	件数	186	32	35	73	5	17	16	9
	%	100.0	17.2	18.8	39.2	2.7	9.1	8.6	4.8
性的少数者	件数	41	10	8	13	2	1	5	2
	%	100.0	24.4	19.5	31.7	4.9	2.4	12.2	4.9
外国籍	件数	48	6	17	2	14	-	4	5
	%	100.0	12.5	35.4	4.2	29.2	-	8.3	10.4
その他	件数	47	12	7	3	8	5	10	4
	%	100.0	25.5	14.9	6.4	17.0	10.6	21.3	8.5

- ・一時保護につながらなかった場合のその後の対応についてみると、「市区独自の支援事業につなげた」37.6%、「自身で継続的に支援を行った」34.5%、「その他」32.4%の順に多くなっていた。なお、「特に支援は行わなかった」は5.5%に留まった。

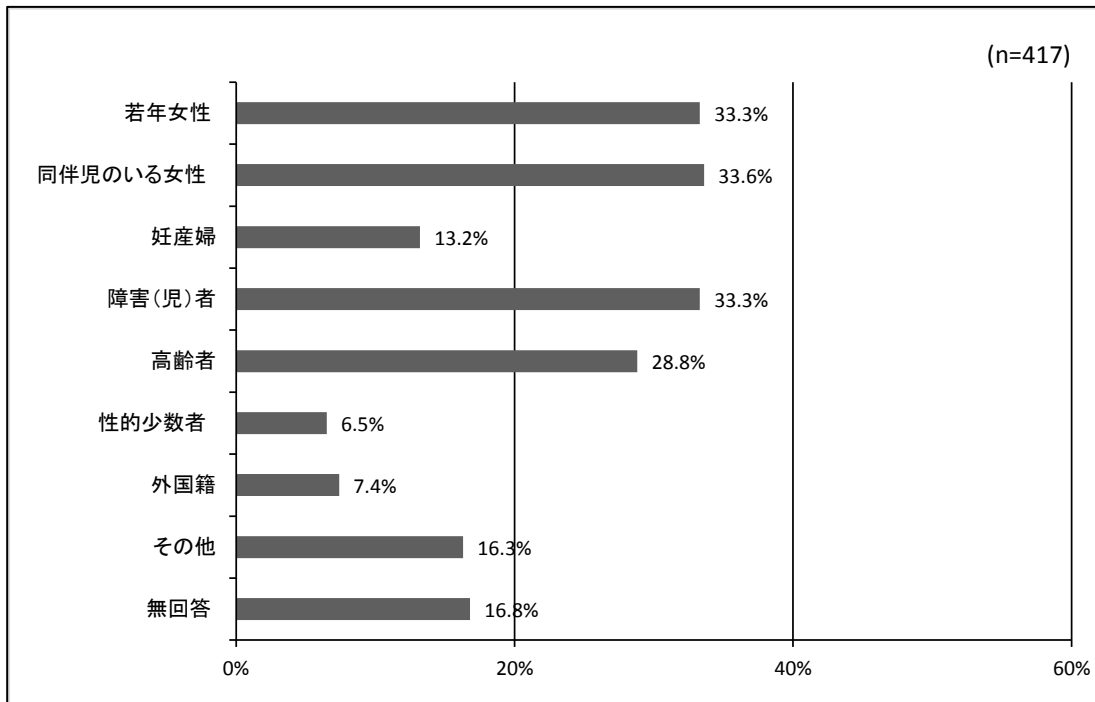
図表 2-4-19 一時保護につながらなかった場合のその後の対応【複数回答】



(2) 婦人保護施設への措置入所につながらないことが多いケース

- ・婦人相談員として相談を受理した中で、婦人保護施設入所が必要であると判断したケースのうち、婦人保護施設入所につながらないケースとして多いもの上位3種類の属性について回答を求めた。その結果、「同伴児のいる女性」33.6%、「若年女性」、「障害（児）者」がそれぞれ33.3%、「高齢者」28.8%の順で多かった。
- ・支援対象者の属性別にみると、「若年女性」では、「集団生活やスマホ禁止などソフト面の課題」の割合が顕著に高い傾向にあった。

図表 2-4-20 婦人保護施設措置入所につながらないケース【複数回答・3 つまで】



図表 2-4-21 属性別、婦人保護施設措置入所につながらないケース

属性	件数	折 ない した 主 相 談 員 数	婦 人 保 護 施 設 入 所 に 繋 が る	と 本 人 が 多 い 支 援 を 求 め な い こ	本 人 の 希 望 と 支 援 内 容 が	の 婦 人 保 護 施 設 の ハ ー ド 面	ど 集 団 生 活 や ス マ ホ 禁 止 な	に 自 治 体 と し て の 支 援 対 象	そ の 他	無 回 答
若年女性	137	100.0	21.9	16.8	2.9	46.7	-	4.4	6	10
同伴児のいる女性	137	100.0	13.1	34.3	11.7	10.2	9.5	15.3	21	9
妊産婦	55	100.0	16.4	21.8	27.3	3.6	5.5	23.6	13	2
障害(児)者	137	100.0	2.9	16.1	27.7	19.7	6.6	21.9	30	8
高齢者	115	100.0	12.2	26.1	23.5	2.6	7.8	21.7	25	7
性的少数者	25	100.0	20.0	20.0	32.0	4.0	8.0	20.0	5	-
外国籍	29	100.0	27.6	27.6	-	17.2	-	17.2	5	3
その他	37	100.0	8.1	10.8	10.8	2.7	5.4	59.5	22	1

- ・ 婦人保護施設入所につながらなかった場合のその後の対応についてみると、「市区独自の支援事業につなげた」27.1%、「民間団体につなげた」18.5%の順に多くなっていた。「その他」が36.7%あり、警察と情報共有し見守りを依頼した、個人、知人、親戚等、支援者を探す、アパート転宅等が挙げられた。なお、「特に支援は行わなかった」は7.4%に留まった。

図表 2-4-22 婦人保護施設入所につながらなかった場合のその後の対応
【複数回答】

